

平成 22 年塩尻市議会 12 月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成 22 年 12 月 15 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 3 号 塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 塩尻市雇用促進住宅条例

議案第 11 号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の指定管理者の指定について

議案第 12 号 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について

議案第 13 号 塩尻高等職業訓練校の指定管理者の指定について

議案第 14 号 塩尻市林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第 15 号 塩尻市榑川農畜産物直売所の指定管理者の指定について

議案第 16 号 塩尻市木曾高等漆芸学院の指定管理者の指定について

議案第 17 号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

議案第 18 号 財産の取得について

議案第 19 号 市道路線の認定について

議案第 20 号 平成 22 年度塩尻市一般会計補正予算 (第 7 号) 中 歳出 4 款衛生費中 1 項保健衛生費 6 目環境保全費及び 2 項清掃費、5 款労働費 (1 項労働諸費 4 目ふれあいプラザ運営費を除く)、6 款農林水産業費、7 款商工費 (1 項商工費 4 目中心市街地活性化事業費を除く)、8 款土木費

議案第 23 号 平成 22 年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 26 号 平成 22 年度塩尻市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 27 号 平成 22 年度塩尻市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 28 号 平成 22 年度塩尻市駐車場事業会計補正予算 (第 1 号)

請願 12 月第 1 号 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 交渉参加反対を求める請願

請願 12 月第 2 号 TPP の参加に反対する請願

請願 12 月第 3 号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

陳情 12 月第 4 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情

出席委員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君

委員 柴田 博 君 委員 中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のために出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

事務局次長 成田 均 君 庶務係事務員 若林 智彦 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、12月定例会経済建設委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席しております。審査に入る前に、理事者からごあいさつがあればお願いしたいですが。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。昨日までの本会議に引き続きまして、経済建設委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。御提案申し上げます塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例ほか、各地域の施設の指定管理者の指定、それから補正予算等、御審議をいただくわけでございます。どうぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、私事で恐縮でございますけれども、初めての委員会でございますので、どうぞお手やわらかによりしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託をされました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、本日の日程を副委員長のほうから説明申し上げます。

副委員長 おはようございます。本日、審議していただいた後、現場等の視察は計画はしておりません。午後5時45分から中村屋にて、こちら側の主催で忘年会をかねて一杯、計画しておりますので、時間までよろしく願いをしたいと思います。それから、本日、水道局のほうから協議会の開催の申し出がありましたので、審査終了後に引き続き協議会を開きたいと、このように思っております。以上です。

委員長 それでは、日程のとおり進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。

議案第3号 塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第3号塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

観光課長 それでは、塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案関係資料の7ページをごらんいただきたいと思います。塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例ということで、提案の理由なんですけれども、有料観光施設の使用料を見直すということに伴い、必要な改正をするもので

す。みどり湖のポートにかかわる規定を削るものと、それから、みどり湖の釣り場及び田川蒲湖の釣り場の使用料を次のように改めるということで、今まで1,050円であったものを1,000円に、半日券の520円を600円に、それから回数券が1万500円のを1万円ということで、新旧対照表が8、9ページにございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず現行のところ、右側を見ていただきますと、みどり湖のポートというのがありますけれども、これが平成19年度以降、利用がございませんので、みどり湖のポート部分を削りたいということと、それから、使用料の減免のところ、減免するという表現がありますけれども、それを、減額し、又は免除することができる。というぐあいに直すものです。それから、第6条のところの(3)になりますけれども、損傷し、という言葉、破損し、というぐあいに直します。それから、第2号というものを、第3号のほか、というぐあいに直します。あと、別表の第3条の関係で、みどり湖ポート使用料を削りまして、釣り場の部分のみ変更していきたいということでございます。それで、その金額につきましては、周辺的美鈴湖それから聖湖がありますので、そちらの例を参考に、具体的に言いますと、美鈴湖は一日券が1,000円、半日券が600円、それから聖湖につきましては、一日券が1,500円、半日券が800円というようなものを参考にしながら、市の使用料金を変更したものでございます。

なお、この条例は、平成23年の4月1日から施行するということですので、お願いしたいと思います。私のほうの説明は以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問ありましたらお願いしたいと思います。

中原輝明委員 これ、上げたり下げたりって、今までなんでもっと早く、急に感じただか、何だこれ。今まではどうだったか。下げたり上げたり、下げたりしているがさ。どうしてこういうことを早くに、もう少し感づかないか。隣だか、その隣だか知らないがさ、今感じたわけじゃないずらに。それを、副市長、副市長はもう慣れてるでいいけども、あれだわな。そういう部分てのを、もっと早く職員が察知するのか、だれが察知するのか知らないがさ、こんなこと今になって見直さないで、以前から、やるならもっと早くやりゃあいいじゃん。そういう指導というのは、うんと必要じゃない。全般だよ、これは。

副市長 実は、昨年来ですね、この施設の使用料、手数料、全部でございます、見直しを、委員会をつくってまいりました。そういう中の一環として、今回、御提案をするものでございますので、御理解をお願いいたしますということでございます。

中原輝明委員 理解しろと言え、理解せざるを得ないがさ、その辺は、これからの指導の中で、そればかりじゃなくてさ。いろいろ観光課だ、また関連してちょっと聞くがさ、いろいろあったようだけれども、そういうことについてもやっぱし、こういったみんな心配しているわけさ。それを、実はこうだというふうなことを言ってくれてもいいような気がするが、議会の中だっているいろいろな話が出るだよ。そういうことは全然話さなくてもいいものか、心配をしているわけだよ、議会は。そこのところは。

副市長 先ほど申し上げましたとおり、財政も大変厳しい状況になってまいりましたので、手数料それから使用料、全庁的にですね、具体的な見直しを行いたいということで、今までも2年に一回ぐらい、そういう見直しの機会を設けてやりましたけれども、今回もその一環ですね、大幅に見直しをさせていただいてございます。したがって、今回の条例に上程をしていない部分につきましては、3月にまたお願いをするということにな

ろうかと思います。

中原輝明委員 もう一回。今おれの言っていることと食い違ってはいるが、まあ理解したということにしておきます。つけ加えておかなきゃな。

柴田博委員 ボートについてですけども、ボートの利用料について削るということなんですけど、ことしまでは、利用者がなくても乗れるような体制にはなっていたということなのか、それとも、もう利用者がいないからボートも撤去しちゃって、今の状態でないのか、その辺はどうなんですか。

観光課長 1台は必ず置くようにしておりますして、利用するようにはなっておりますので。でも、まあ、平成19年以降、そういう利用がございまして、また、みどり湖はどうも釣りということで有名になってきているようでして、またその、釣りをしている時にちょっとボートを出すということが、どうも支障が大分ありまして、そんなこともあわせて、釣りでこれからいったほうがいいんじゃないかということで、今回そのようにさせていただきます。

柴田博委員 釣り場のほうの最近の利用者数って言いますか、その辺がもしわかっていれば教えてください。

観光課長 例年、大体同じくらいの方が利用していただいているんですけど、6,000人から7,000人くらいの方が利用されている状況です。

中原輝明委員 ちょっと関連で。じゃあ、そのボートはどうするの。

観光課長 今までですとね、ボートは西側のほうに倉庫がありまして、そちらのほうに管理してあります。通年、必ずボートは1台は設置してありますので、それは管理用に使うように出してはおきたいと思っておりますけれども、あとは、今まであったのも結構ボートがありますので、それをあと処理をどういうぐあいにするか、これから検討するようにします。

中原輝明委員 それだでさ、おれの言いたいのは、やっぱりこれから処理するだけ、処理するって、きょうここでぴしゃっと言っちゃまやさ、後はいろいろ言われんないじゃん。自分たちの内輪の中の考え方をさ。これから処理した、処理した後で何だと言われたじゃいけないが、そういう部分だけなら、ここでぴしゃっと言った皆さんの考え方を言っておいたほうがよかないの。楽じゃん、皆さん。処理するならそれでいいだよ。

観光課長 まああの、今まで倉庫の中に入れてありましたので、この際、整理させていただいてですね、管理用のボートは2台くらい残しておいて、あとは処分するような形で対応していきたいと思っております。

中原輝明委員 はい、了解。

永井泰仁委員 この料金の考え方ですが、1時間単位とか、そういうことじゃなくて、日の出から日の入りということの中で、一日、半日券と、こういうことの判断のようですが、半日が600円なら、一日は単純に考えれば1,200円取ったほうがすっきりするという考え方はどうでしょう。

観光課長 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、周辺の湖の関係をちょっと調べたところ、大概、半日券のほうを、普通一日券の半分にするのが一番通例だと思うんですけども、半日券のほうを若干高くしてあるというような状況から520円から600円にさせていただいたということですので、よろしく願いします。

永井泰仁委員 周辺がそういうふうだということだが、理屈から言えばね、一日と、半日が600円なら、一日券ならその倍にしたほうがいいけども、ただ周辺の状況で倍額にはならないということで、ちょっとこの辺の

ところが理詰めでいくと理解に苦しむんだけど、まあ、周りがそうだとすることで理解をせざるを得ないと思うが、今度は、こういう料金とかこういうものは、時間とかね、半日とか、今回のように釣りの場合には、場所が場所ですから日の出から日の入りというのは、まあ若干の小差も出てくるとは思います、本来なら、すっきりした形で理解できるように定めたほうが、感じとしてはいいんじゃないかと、こんなふうに思いますが、まあ要望でいいです。

五味東條委員 これはあれですかね、要するに、みどり湖の釣り場と、その上の田川浦の両方ということだね、ここで、そうですね。で、要するに、両方であそこの事務所へ行って、結局この料金を払ってやっていくということですか。それで、大体、今6,000人ぐらい利用するというんだけど、年間売り上げというのは金額はどのくらいあるわけです。

観光課長 ここ5年ぐらいの統計がございまして、大体、340万円から400万円くらいということになっています。

五味東條委員 例えば、あれはシルバーの人が2人ほどいるわけですかね。あの人たちというのは、要するに、日当が何かで臨時で雇っているということですか。

観光課長 やっぱ、早朝からということになるものですから、朝番と遅番とありまして、普通の1時間当たり七百幾らという金額でお願いしております。

五味東條委員 そうすると、例えばもっと言うならね、例えばそうやって何人も雇っているわね、交代で。その人件費と、これだけのあれでトータルはどんな感じになっているの。赤字になっているんですか、それともちょっとはもうけているんですか。

観光課長 平成21年度の状況なんですけれども、みどり湖周辺に全部かかわる費用なんですけれども、人件費も含めて、人件費だけでいきますと270万円くらいになります。そのほかに、修理ですとか、それからトイレもございまして、そちらのほうの料金等も含めまして、総トータルで460万円くらいになります。大体400万円くらいの収入があるとするならば、大体その充当率というのは88%。市の中でも結構いい収入を得ているということになると考えています。

副委員長 済みません、1点だけ。1,050円というのは、多分、消費税対応の50円だと理解しますが、その520円もそうだと思うんです。それが、今度は消費税を取らないということですか。

観光課長 含めてということですよ。

副委員長 含めて。内税。その当時は、その50円の消費税は申告をしていたわけかい。だから、その辺はどうなっているのか。

観光課長 公共的な使用料ということで、当時は多分消費税が5%ということで1,050円というぐあいにしていたと思うんですけれども、公の機関でやっていることでございまして、申告の必要はございませんので、そこら辺が、ただそこに5%分上乗せをしるという指示があったかと思うんですけれども。それが、平成9年だったと思うんですけれども、そういうことで50円ふやしたというぐあいに。当時は、ちょっと私はおりませんので、そのようにしたと思います。

副委員長 消費税の名を借りて、多分、実質値上げをしたと理解をします。それで、みどり湖、田川浦については、釣りの雑誌でも結構取り上げられて有名になってきていますよね、全国的に。それで、もう少し一日券を

高くしても、僕はいいと思うんですよ、1,000円より。全国的に有名だし、大会も行われているし、ということ、そのくらいは差別化をして、みどり湖はうんといいんだよということ、多分値上げしたらと思うんだけどね。その辺をまた検討していただいて、毎年毎年改正するわけにはいかない、1回改正するなら今がいい機会だと思っているので、1,000円はちょっと、1,500円でどうかっていかないかなと。

委員長 ほかに。なければ、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市雇用促進住宅条例

委員長 議案第4号塩尻市雇用促進住宅条例について、説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、議案第4号をお願いします。議案関係資料とあわせて御説明をさせていただきます。議案関係資料につきましては11ページでございますので、よろしくをお願いします。

それではまず11ページの議案関係資料でございますけれども、議案第4号塩尻市雇用促進住宅条例、1提案理由、勤労者の生活及び就業の安定を図るため、塩尻市雇用促進住宅を設置することに伴い、新たな条例を制定するものです。

2概要、塩尻市雇用促進住宅の設置、管理等について必要な事項を定めるものです。これにつきましては、議案書のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。議案書のほう、第4号をお願いしたいと思います。議案第4号塩尻市雇用促進住宅条例でございますけれども、目次に、第1章、2章、3章、4章、附則ということでございますけれども、第1章、第2章、第4章につきましては、現在、建築住宅課で管理しております榎川地区定住促進住宅条例に準じまして策定をしております。それと、第3章駐車場の管理につきましては、塩尻市営住宅管理条例に準じまして策定をしております。

それでは第1章でございますけれども、第1条、これは、この条例の趣旨でございますけれども、この条例は、勤労者の生活及び就業の安定を図るため、塩尻市雇用促進住宅の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとするということでございます。それから、第2条でございます。名称及び位置でございます。名称につきましては、現在、サンコーポラスみどりが丘という名称でございますけれども、これをみどりが丘住宅というふうにいたします。それから位置でございますけれども、塩尻市大字広丘堅石2145番地149でございます。行政区につきましては高出五区10組でございます。第3条でございますけれども、用語の定義でございます。これにつきましては、(1)でございますけれども、雇用促進住宅というものでございますけれども、これにつきましては第6条に掲げる条件を具備する者。第6条は2ページの第6条のことでございますけれども、これは入居者の資格ということでございまして、者の居住の用に供するため、市が建設及び管理を行う賃貸住宅及びその附帯施設をいうということでございます。それから(2)勤労者ということでございますけれども、これにつきましては、職業の種類を問わず、事業主に常時雇用されている者でございます。(3)の共同施設につきましては、

雇用促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設ということで、その集会所、広場等でございます。それから(4)所得でございますけれども、これにつきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号の規定に準じて算出した額をいうということでございますけれども、これにつきましては、入居申込者の年間総所得から各種控除額を引いて、12で除した額ということでございます。

2ページをお願いします。第2章雇用促進住宅の管理でございます。第4条につきましては、檜川地区定住促進住宅条例に準じております。それから第5条でございます。公募の例外でございます。これにつきましても、定住促進条例に基づいておるわけでございますけれども、定住促進条例のほうでは、市営住宅の入居者の収入超過者、高額所得者を公募の例外として決めておるわけでございますけれども、この条例につきましては公募の例外として扱わないということで、市営住宅の収入超過者、高額所得者につきましては、希望者があれば一般公募で応募してください、ということでございます。その(1)(2)(3)(4)につきましては、定住促進条例に準じております。第6条入居者の資格でございます。(1)につきましては、勤労者。これは先ほど説明した第3条の(2)でございます。又は事業主に雇用されることが見込まれる者であること。ということで、この方につきましては採用内定者等ということになります。それから(2)でございますけれども、市長が規則で定める所得を有するものであること。ということで、これは規則のほうで、月額15万8,000円以上の所得がなければいけないということで、15万8,000円というのは、市営住宅の入居基準が15万8,000円以下ということで、それ以上の所得がなければいけないというふうなことで規則のほうで定めてございます。それから、(3)から(6)につきましては、定住促進条例に準じております。それから7条から次のページ、3ページの第12条まで、これについても定住促進条例に準じて策定をしてございます。

4ページをお願いします。第13条でございますけれども、雇用促進住宅の家賃ということで、月額4万3,500円ということでございます。これは現在の雇用促進住宅についても、入居5年以上の方は4万3,500円ということでございまして、入居1年から2年の人は3万1,100円、3年から4年の人は3万7,300円というような区切りになっておりますけれども、これ一括、もう新しく入る方は月額4万3,500円ということといたします。それから、第14条、第15条につきましては、定住促進の条例に準じてございます。

それから第16条でございます。敷金につきましては、家賃の3カ月分の敷金を徴収するということでございまして、敷金の減免、徴収猶予ということでございますけれども、定住促進条例については敷金の減免、徴収猶予はございますけれども、この条例につきましては敷金についてはないと、減免とか徴収猶予はないということでございます。それから、第17条から5ページの27条までは、定住促進条例に準じて策定をしてございます。それから6ページでございますけれども、駐車場の管理。これについては市営住宅管理条例に準じて策定をしてございまして、第28条から32条につきましては、市営住宅管理条例に準じてございます。

7ページをお願いいたします。7ページの第33条でございますけれども、駐車場の使用料ということでございまして、これは1台につき月額3,000円とするということで、現在も月額1台につき3,000円を徴収しているということでございます。第34条につきましては、市営住宅管理条例に準じてございます。第35条につきましては、読みかえの準用ということでございます。

それから、第4章でございますけれども、住宅監理員及び住宅管理人、あるいは立入検査等につきましては、檜川地区定住促進住宅条例に準じて策定をしてございます。

8ページでございます。8ページの附則でございますけれども、附則の2でございます。継続入居者の特例ということでございますけれども、これにつきましては、現在、今入っている方が引き続いて市で管理をする来年の4月1日からでございますけれども、引き続いて入居を希望する場合には、第7条2項の入居決定者とみなして引き続いて入居していただくということでございます。その家賃の額につきましてははですね、先ほどちょっと御説明をいたしましたけれども、ハローワークから紹介された方がですね、普通3段階になっておりまして、ハローワークから紹介されて入居した方は、入居1年から2年は3万1,100円、入居して3年から4年は3万7,300円、入居5年以上は4万3,500円ということになりますし、また、ハローワークを通さなくて直接申し込んで入った方につきましては、入居1年から2年については3万7,300円となっております、3年以降は4万3,500円というようなこととなります。4万3,500円につきましては、ハローワークから紹介された方は5年たってから、ハローワークから紹介された以外については3年以降ということでございまして、その8ページの附則の3番に書いてあるように、家賃については、旧契約に基づく家賃の額という経過措置を設けてございます。それから、4番の敷金でございますけれども、これにつきましても、継続入居される方につきましては旧契約に基づく敷金の額ということで、現在の敷金につきましては家賃の2カ月ということになっておりますので、家賃の2カ月の額ということになります。それから、5番準備行為でございます。これにつきましては、4月1日から管理開始するわけでございますけれども、それ以前においても、入居者の公募、あるいは決定等ができるというものでございます。

済みませんが、議案関係資料のほう、11ページでございますが戻っていただきたいと思っております。11ページの議案第4号の3でございます。条例の施行等でございます、平成23年4月1日から施行するものでございます。参考でございますけれども、雇用促進住宅の概要でございます。位置につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます、面積につきましては8,344.93平方メートルということで、これは建物が建っている部分と駐車場も含めた面積ということでございます。それから主要施設につきましては鉄筋コンクリートの5階建て2棟でございます、3DKが78戸、2LDKが2戸、あわせて80戸ということになっております。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員から御意見ありましたらお願いします。御意見、御質問。

柴田博委員 これまで入っていた方が、4月1日以降で、今までと条件的に変わるようなことというのは何かあるんでしょうか。

建築住宅課長 条件的には、特には変わりはありません。家賃もそういうことで経過措置を設けてございまして、特に変わることはないです。

柴田博委員 それで、条例の名前は塩尻市雇用促進住宅条例ということなんですけど、これまでの雇用促進住宅と法律的には同じ扱いになるのか、それとも、塩尻市の地方自治体がやっている雇用促進住宅というような名前の住宅なのか、その辺はどうなんですか。

建築住宅課長 今度、市で管理する場合はですね、その第1条にもあるように、上位法がないものですから、例えば市営住宅の場合は公営住宅法、あと特公賃の場合は特優賃という法律があるんですが、この住宅についてはそういう上位法がないものですから、地方自治法の規定に基づきまして市の施設というようなことで管理をしていくということでございます。

柴田博委員 それとあと、駐車場についてですけれども、前ちょっと聞いた時に、今の駐車場は市が貸している部分と民間から借りている部分の駐車場、両方2種類あるというふうに聞いたんですけど、先ほどの説明だと、駐車場も含めた面積ということなんですけど、それはどういう意味になるんですか。

建築住宅課長 80戸ということですね、まあ、80区画では当然足りないものですから、80区画を超えた分については、自治会、自分たちで駐車場を借り上げて借りているということで、先ほど申し上げたのは、今80区画については、市の市有地を雇用促進住宅のほうで借りて使っているということなものですから、今度、開発機構から住宅を買うものですから、その市有地も今度うちのほうの管理でやると、そういう意味でございませぬ。

柴田博委員 そうすると、今まで駐車場に使っていた市有地の部分も含めてこの面積ということですか。

建築住宅課長 ええ、そういうことです。

丸山寿子委員 入居者の資格のことですけど、市営住宅の入居者が15万8,000円以下で、今回この住宅については、それ以上の所得を有するとありますけれども、これは、一人の世帯、例えば世帯が入居した場合に、だれか一人がこの15万8,000円以上とみるのか、それとも合算して所得がそれだけあればいいとなるのか、その辺、どうなんですか。

建築住宅課長 この雇用促進住宅のほうの関係につきましては、入居申込者の所得が15万8,000円以上ということで、世帯の合算ではございませぬ。市営住宅のほうは合算で、控除はあるんですけれども、そういう方法になっています。

丸山寿子委員 4ページのほうの家賃の減免又は徴収猶予というところには、同居人の収入、入居者又は同居人の収入が著しく低額となった時、というのは、これは、これを考慮するというで書いたというふうに考えていいわけですかね。

建築住宅課長 14条ですか。

丸山寿子委員 はい、14条です。

建築住宅課長 14条については、これは家賃の減免とか猶予ということで、入居して4万3,500円、新しい人は4万3,500円なんですけれども、例えば入院しちゃったりして所得が減るとか、何らかの理由で減っちゃった場合は、こういう減免措置とかこういうものを、徴収猶予の規定を設けてあるということです。

丸山寿子委員 今、説明を受けた部分については、今までと同じ、今度市のほうへ変わっても、今までと同様だったわけでしょうか。今までというか、今現在。市で新たにこういうふうにするかどうかだけ確認させていただきたい。

建築住宅課長 今回の条例につきましては、当初御説明したように、今ある定住促進とかです、市営住宅の条例に準じてつくってあるということで、そういうところには、こういう減免とか徴収猶予というものがございましたので、何かあった時には、こういう規定を設けてあるということで、今までについてはちょっと知りませぬけれども、把握してございませぬ。

永井泰仁委員 この第6条の入居者条件の中でね、いわゆる婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係云々ということですが、入ってからならよくわかるが、それ前に事実上どうかというのはどういうふうにして調べるんですか。

建築住宅課長 まだ結婚してないけども婚約しているというようなことで、これ、調べる時はですね、それぞれ保護者と言えはおかしいですけども、親御さんの判こについて、結婚しますというような、そういう決まった様式はないですけども、そういう書類を出してもらうように。市営住宅なんかでもそんなような方法でやっておりますので、これにつきましてもそんなような方法で対応していきたいと思っています。

永井泰仁委員 公募の例外の中で、都市計画法とか、あるいは都市再開発法ですね、事業に基づいて住宅の撤去者が例外で入れるということですが、今この80戸のうち、もしこういう事態が生じた時にですね、入れなきゃ何にもなりません、この入居率というか、現況はどうなっていますか。

建築住宅課長 ことしの8月末の現況でございますけれども、80戸中72戸入居ということになっています。

永井泰仁委員 若干の空きはあるということだね。

建築住宅課長 はい。

柴田博委員 10条のところに書いてある連帯保証人なんですけれども、今の市営住宅の場合には2人必要だとか、市内の人じゃないとだめだとか、いろいろ条件があるわけですけど、その辺のことはここには書いてないんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

建築住宅課長 連帯保証人につきましてはですね、規則のほうで、施行規則のほうでうたってございまして、雇用促進住宅の連帯保証人につきましては1名ということでございまして、条件としては、主な条件としては、市内に居住していること。ただし、市長の許可を得て市外居住者もあてることができるというようなことで、これは、市営住宅は2名ですけども、こちらは1名ですけども、そのあたりはこのような書き方にしております。

副委員長 とても大きい団地なんです、現在の状況というのは高出区に属しています、この雇用促進住宅は、地区の行事は一切出ないし、区費はほとんど払ってもらってない。だから、いろんな今度は高出区と一緒に、今度は市営住宅になるんで、高出五区になります。そちらからのいろんなことがあったというふうに。やっと今度は、市が市営住宅の管理者になるのでお願いできると思いますけど、そこの辺をまたよろしくお願ひしたいなということで、区長からもくれぐれも言われてますので。何もなくて要望は多いんでね。そういう状況なので、それは区で全部一つの班にするのか、組にするのか、よくわからないんだけど、百何十人、二百人近いものが一気に入ってくるんで。そこら辺もまたよろしく御指導をお願いしたいなというふうに要望しておきます。

建築住宅課長 区の入会につきましてはですね、今、市営住宅というか、市で管理している住宅につきましては、入居の時にかぎをもらいに来たりするんですけども、その時に地元のことについては区長さんに相談してくださいということで、区長さんの電話番号とか、あとそういうチラシというか、ざら紙で刷ったものでございますけれども、そういうものを配布してやっておりますけれども、この雇用促進住宅については、今までの入居者につきましては、そういううちのほうの課との接触がなかったものですから、そういう部分があるかと思っておりますけれども、これから新しく入る方につきましては、そういうことでぜひ自治会のほうへ加入してもらいたいというようなお願ひもしていきたいと思っておりますし、現在入っている方につきましても、また入居者説明会等の折にですね、そんなような話をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

中原輝明委員 ちょっと関連でいい。それで、その関係で、現在入居している皆さんは、市がいよいよ買って、いよいよ市の市営住宅になるということを知っている、それは徹底しているの。

建築住宅課長 それはもう、一度市のほうでも入居者、機構が主催した入居者説明会の時に、うち、建築住宅課の職員も行って説明をしておりますので、それは理解してもらっているかと思います。

中原輝明委員 何だかしっかりした答弁だが、自信を持っているかどうか知らないが、ここだけでしめなiveness、本当にしてあるかないかっていってしなきゃだめだわ。ここでいつも皆さんは、しょっちゅうおれ同じようなことを言うが、ここだけでいい答弁をしてさ、実際やってなんでも、おれたちが納得すればいいってもんじゃないだよ。実際はやってもらって、やるほうの立場にならなきゃいけないんだぞ。しっかり頼むわ。本当に笑い事じゃなくてな、こうやって聞いていると、もうそこでうまく繕ってさ、それでおれたちを納得させりゃいいって、こういうことだ。やってもないくせに。頼むわ。ちょっと言っとくわ。

建設事業部長 議会のほうの御質問にもお答えをしたとおり、4月1日から管理者が変わりますので、契約行為もそっくり変えてもらおうと。で、新しく4月1日から契約を結んでいただくことになりますので、これはもう、どうしても接触をして説明が必要になります。その際に、いろいろ含めてお願いをしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

中原輝明委員 今、部長が言ったことを信じて、それで結果が出た時に、正しい結果を出してくれるようにお願いします。以上です。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、議案第4号については、その前に質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市雇用促進住宅条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の指定管理者の指定について

議案第12号 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について

議案第13号 塩尻高等職業訓練校の指定管理者の指定について

議案第14号 塩尻市林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第15号 塩尻市檜川農畜産物直売所の指定管理者の指定について

議案第16号 塩尻市木曾高等漆芸学院の指定管理者の指定について

議案第17号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

委員長 次に、11号から17号までは一括議題といたします。議案第11号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の指定管理者の指定について、第12号塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について、第13号塩尻高等職業訓練校の指定管理者の指定について、第14号塩尻市林業総合センターの指定管理者の指定について、第15号塩尻市檜川農畜産物直売所の指定管理者の指定について、第16号塩尻市木曾高等漆芸学院の指定管理者の指定について、第17号塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

て。それでは、一括説明をお願いします。まず最初に農林課と商工課がありますが、順番でもいいですけど、一括でお願いしたいんですが。

農林課長 それでは、議案関係資料のほうで説明を申し上げたいと思いますので、18ページのほうをお開きいただきたいと思います。議案第11号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の指定管理者の指定についてということでございまして、提案の理由でございますけれども、塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設でございますけれども、指定管理期間が平成23年の3月31日で満了することに伴いまして、指定管理者を指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設でございますけれども、この指定管理者に、再度、片丘地区ふるさとづくり推進委員会を指定したいというものでございます。施設につきましては、片丘にございます農村広場でございます。所在地につきましては片丘5073番地でございます。指定の相手方につきましては、片丘4758番地の7、片丘地区ふるさとづくり推進委員会会長横山哲宜さんでございます。指定に関しましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までということで、5年間をお願いするものでございます。

この農村広場につきましては、昭和56年に新農業構造改善事業、補助事業を入れまして活力ある農村地域社会の形成を図るということで、地域密着型施設ということで設置をしたものでございます。野球あるいはソフトボール、グラウンドゴルフ、それから各地区での公民館行事ということで、昨年でございますけれども58日、延べ2,240人の利用がございました。この施設につきましては、地域密着型施設ということで地域住民の交流等による地域の活性化、あるいは地域コミュニティの醸成を目的とした施設でございまして、地区住民団体が管理運営を行うというようなことを前提にして導入してきた施設でございます。そういったことの中で、事業者の選定に当たっては指定方式ということで非公募とさせていただきます、片丘地区ふるさとづくり推進委員会から申請をいただいた内容をもとに庁内での審査委員会を経て、過去の管理実績等を踏まえる中で適当であるということで審査の結果をいただきましたので、今回5年間の再指定ということでお願いするものでございます。

続きまして、議案第12号でございます。19ページでございますけれども、塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について、お願いするものでございます。提案理由につきましては、塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設でございますけれども、平成23年3月31日で期間が満了になるということに伴いまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますけれども、塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設でございますけれども、これはチロルの森、信州塩尻農業公園の中にありますチロルの森の4施設が該当になってまいります。その指定管理者に株式会社信州ファームを再度、指定をお願いするものでございます。施設につきましては、一つとしまして丘のレストランがございます。チロルの森の中にございますけれども、地域食材供給施設ということで、市内で生産される農畜産物あるいは加工品等を活用した飲食を提供する施設でございます。所在地につきましては、北小野3437番地の1でございます。指定の相手方につきましては、塩尻市大門七番町3番3号株式会社信州ファームの代表取締役、小口利率でございます。指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

続いて2つ目の施設でございますけれども、パン・ピザハウスでございます。これも地域食材供給施設でござ

います。地域の農畜産物を提供するということでの施設でございます。所在地につきましては丘のレストランと同じでございます。指定の相手方につきましても株式会社信州ファームということでお願いしたいということでございます。指定の期間につきましても平成23年4月1日から5年間ということでございます。

それから3つ目の施設でございます。ミルクプラントでございます。これは、農畜産物処理加工施設になります。畜産された牛乳等を用いた乳製品の製造施設でございます。施設の所在につきましては、丘のレストラン、パン・ピザハウスと同様でございます。指定の相手方につきましては、株式会社信州ファームでございます。

それから4つ目でございますけれども、青空市場でございます。これにつきましては、産地形成促進施設ということで、市内で生産される地域の農畜産物等を生産者から消費者に直販する施設でございます。施設の所在につきましては、前の3施設と違いましてチロルの森の入口にございますけれども、北小野5046番地の1でございます。指定の相手方につきましては、株式会社信州ファームということでございます。指定の期間につきましても、平成23年4月1日から5年間ということでございます。

御存じのように、信州農業公園チロルの森でございますけれども、塩尻市が農業構造改善事業施設として設置をしたものでございまして、民間企業であります株式会社ファーム、これが運営する遊園施設が一体となって運営されておりまして、当初からJA塩尻市を加えた中で第三セクターであります信州ファームでございますけれども、そこに運営させることを前提としてきた施設でございます。平成18年からの実績を含めた中で、一体的な活用を図ることができるということで、再指定をしたいものでございます。

続きまして21ページでございますけれども、議案第14号でございます。塩尻市林業総合センターの指定管理者の指定についてをお願いをするものでございます。提案理由につきましては、塩尻市林業総合センターでございますけれども、この現在の指定管理期間が平成23年3月31日で満了になるということでございまして、それに伴い指定をお願いするというので、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますけれども、塩尻市林業総合センターでございます。これにつきましては、指定管理者として、再度、南内田区を指定したいというものでございます。施設の名称につきましては、塩尻市林業総合センターということになってございます。南内田のコミュニティーセンターのことでございます。施設の所在地につきましては、片丘4753番地の4でございます。指定の相手方につきましては、片丘6843番地、南内田区区長横山哲宜さんでございます。指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間ということでございます。

林業総合センターにつきましては、林業構造改善事業の補助事業を導入いたしまして、活力ある山村社会の形成を図るために設置をしたという地域密着型の施設でございます。コミュニティーセンターとしての活用を前提とした施設でございます。地域の団体が管理運営することを前提としてきた施設でもございますし、平成18年からの指定管理者としての実績を踏まえて、再度指定をお願いするものでございます。

次、22ページでございます。議案第15号塩尻市榎川農畜産物直売所の指定管理者の指定についてお願いするものでございます。提案理由につきましては、前施設と同様に、指定管理期間、現在の指定管理期間ですけれども、平成23年の3月31日に満了になることに伴いまして、指定をすることについて議会の議決をお願いするものでございます。

概要としまして、塩尻市榎川農畜産物直売所の指定管理を次の者に指定したいということでございまして、施

設の名称につきましては、ならかわ市場でございます。所在地でございますけれども、木曽の平沢乙の2077番地の12ということで、道の駅の木曽平沢ですけれども、暮らしの工芸館とともに一体的に運営されている直売施設でございます。指定の相手方につきましては、塩尻市大字木曽平沢2272番地7、財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター、理事長小口利幸でございます。指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までということで、5年間をお願いするものでございます。

この施設でございますけれども、平成11年の4月に開設をしております。敷地面積6,191.15平方メートル、それから店舗でございますけれども、164.43平方メートルという施設でございますけれども、観光振興事業ということで補助事業を導入いたしまして、地域特産品の販売、あるいは地域の情報発信をする施設ということで整備をされた地域の施設でございます。当初は、開設当初でございますけれども、榎川地域振興協議会というものが設立をされて運営をしております。その後、平成14年にその地域協議会が解散をいたしまして、今の地場産業振興センターの前身であります財団法人木曽地域地場産振興センターに経営が移っております。市のほうでは、平成18年4月から指定管理者に指定しております、現在まで指定管理をいただいているということでございます。もともと地域の農産物ということでの施設であるという内容、それから、施設が道の駅ということで、直売所も含めた中で一体となって運営がされてきたということで、経営の効率化も図れてきたという形の中で、過去等の実績等も踏まえてでございますけれども、引き続きと言いますか、再度、指定管理をお願いしたいというものでございます。以上でございます。

商工課長 私のほうからは、指定管理の議会の議決を求める3件について説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず議案第13号の塩尻高等職業訓練校の指定管理についてでございます。議案関係資料の20ページをお開きいただきたいと思います。塩尻高等職業訓練校、都市大塩尻の隣にある建物でございますけれども、これを塩尻職業訓練協会へ平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、指定管理者として指定をお願いするものでありまして、これまでの引き続きの指定ということになります。塩尻高等職業訓練校は主に建築建設関係事業所の若手事業者の知識とか、技能習得、向上を目的に職業能力開発促進法という法律の定めに従って県知事の認定を受けて職業訓練を実施する施設でありまして、認定職業訓練として現在、木造建築科、体育館科がありまして、それ以外に当校独自のですね、事業として一般職業訓練として、パソコンだとか簿記などの講座を開催しているところであります。訓練状況につきましては、平成21年度の修了生は、一般訓練等を含めて215名というふうに聞いておりまして、ここ5年間ほぼ同様の水準の修了生があるということであります。認定訓練であります配管科につきましては、6名が入学しまして、今年度2年生に進級をしているところであります。平成22年度はですね、木造建築科に1年生5名が入学しまして、これは3年制ということになるわけなんですけれども、訓練を受けることになっております。また先ほど言いました配管科は2カ年制で、進級しました6名と、今年度新たに3名の方が入学をしたというようなことで、認定訓練のほうについては現在、事業が行われているということであります。

指定管理者として塩尻職業訓練協会を選定させていただきました理由としましては、提供するサービス、講座の内容がですね、建築だとか建設、あるいは大工さんといったような専門的それから特殊的な技術なり知識の訓練をする場所であるということと、それから設置の目的や経過を考慮しますと、昭和27年の筑南技能者共同養

成所がスタートということで、地域の産業を担っていく人材育成をしてきたというようなことですね、非公募とさせていただいたというわけであります。塩尻職業訓練協会から提出された指定管理者の申請書に基づきまして選定審査会の審議を経まして、指定候補としてこの塩尻職業訓練協会が選定されましたので、先ほど言いましたように議決をお願いするということでもあります。

なお、塩尻職業訓練協会は、塩尻建設労働組合、塩尻建設事業協同組合、それから塩尻水道事業協同組合で構成されている組織であります。指定候補者として選定した主な理由はですね、これまでももちろん活動の実績があるんですけども、何より職業訓練という施設目的、設置目的にあった認定訓練を行う専門的なノウハウ、能力があり、また事業計画についても今後も継続が期待されるというようなことでもありますし、また訓練講師の確保だとか、生徒の募集確保につきましてもですね、独自のノウハウと言いますか、方法をとりながら業界の実情もよく承知していただいている中で取り組んでいただいているということで、お願いをさせていただいた次第でございます。

続きまして、議案第16号の塩尻市木曽高等漆芸学院の指定管理者の指定についてということで、議案関係資料の23ページになります。塩尻市木曽高等漆芸学院を木曽漆器工業協同組合へ平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、指定管理者として指定することをお願いするわけであります。

塩尻市木曽高等漆芸学院は、木曽漆器製造技術の伝承と研鑽、それから後継者の育成を目的に、先ほども申しました職業能力開発促進法の定めに従って県知事の認定を受けて職業訓練を実施している施設でありまして、認定職業訓練としては、工芸系漆器科、それからデザイン系工業デザイン科という2つの科を設けております。認定訓練であります工芸系漆器科、デザイン系工業デザイン科とも2年制でありまして、平成21年度は、工芸系漆器科は14名、それからデザイン系工業デザイン科は16名の、計30名が在籍をしておりました。平成22年度は、両科あわせて20名が在籍をしておりまして、それ以外に聴講生ということで16名の方が現在在籍しておりまして、36名体制で運営されているということでもあります。

木曽高等漆芸学院の指定管理者として木曽漆器工業協同組合を選定した方法としましては、先ほどと同じく、漆器という専門性や特殊性の観点から知識、技術が必要であるということ、それから、これまでの経過も踏まえて、非公募ということで選定をさせていただきました。工業協同組合のほうから出されました申請書をもとに審査会等の審議を経て指定管理者の候補者として同組合が選定されましたので、ここに改めてお願いをする次第であります。

木曽漆器工業協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく組織であります。指定候補者として認定した主な理由としましては、これまでの実績はもとよりなんですけれども、漆器等の伝統工芸の後継者育成の職業訓練という施設目的がございますので、認定訓練を行う専門的な知識やノウハウを持っておいでになるということや、事業計画等を見ましてもですね、今後も継続的な事業が行われるだろうということでもありますし、また訓練講師の確保とか、あるいは生徒の募集、それから後の就職等も含めてですね、期待がされるというようなことで選定をさせていただいた次第であります。

それから、議案第17号の塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理につきまして説明させていただきます。関係資料の24ページになります。塩尻市奈良井宿駐車場を奈良井宿事業協同組合へ平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間の指定管理をお願いをするものございまして、これまでに引き続きの指定ということに

なります。

なお、ここで3年とさせていただきますのは、指定期間中、これからの中で、マキヤ橋付近にですね、47台程度の新たな駐車場が設置されて供用される予定になっているというふうに聞いておりますし、この駐車場の設置及び関連する道路や橋等の整備によって、当該駐車場の駐車台数の変化が今後予想されるということもございますので、必要が生じた場合についてはですね、指定管理についての見直しを行いたいということで3年という期間を定めさせていただいた次第であります。

奈良井宿の駐車場は、奈良井宿の来訪者の利便性を図ることを目的に設置されたものでありまして、場所については御案内のとおり、権兵衛橋近くにある約900平方メートルの駐車場で、大型バスが7台、それから普通自動車12台の収容能力がある駐車場であります。利用状況は、平成21年度でございますけれども、バス、乗用車を含めて1万6,357台の利用があります。ここ数年ですね、若干の減少の傾向はありますけれども、ほぼ同じ台数を維持してきているというような状況であります。

指定管理者として同協同組合を選定した方法につきましては、奈良井宿の観光といった専門的なものや、地域の特殊性がありますので、また観光施設等々の、あるいは観光事業者との連携が必要であるということや、それから施設の目的が奈良井宿観光ということで限定されますので非公募という形で選定をさせていただきました。先ほど言いましたように、申請書や同審査会の審査を経て指定候補者としての同協同組合が選定されたことでありまして、当奈良井宿事業協同組合は、先ほど言いましたように中小企業等協同組合法による組合となっております。

最後に、指定された主な理由は、先ほどと重なりますけれども、奈良井宿観光のために来訪者の利便性を図る観光振興という施設目的に合致しているというようなことと、それから何よりも地域との密着性等が図られますし、また、周辺の民間駐車場との連携も図れるというようなこともありまして指定をさせていただきたいということで選ばせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 この際、10分間休憩します。20分まで休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時19分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。委員より質疑がありましたら、お願いたします。

中原輝明委員 ちょっと、なんだ、信州ファームの社長は、代表はだれだかって今言ったわな。この企業を代表するトップがいるというだが。それで、その中でそのトップは、この収支決算の時に、トップの手当というものは出てるの、出てないの。

農林課長 株式会社信州ファームにおける取締役の報酬はございません。

中原輝明委員 ないの。この額というのは、それぞれのくらいあるの。原資はどのくらいの額になっているの。ちょっと全部教えてくれる、わかるら。

農林課長 第三セクターでつくる時にですね、出資割合につきましては、市が51%、残りの49%をJA塩尻市と株式会社ファームでございますけれども、持分としてございます。出資金につきましては1,000万円ということでそれぞれ負担をしたものでございまして、塩尻市につきましては当初510万円を分担したもので

ございます。

中原輝明委員 500万円。510万円、この全体で。3つだか4つあるのだけど、ファームは、

柴田博委員 相手は一つだ、会社は、

中原輝明委員 会社は一つだが、

柴田博委員 17号の奈良井宿の駐車場の関係ですけど、今からできる駐車場、道の駅の駐車場との関連で指定期間を3年にするという事なんですけど、その時に見直す中身としては、どんな中身で見直されることになるわけですか。

商工課長 今回、マキヤ橋が開通して国道側のほうから入れるようになりまして、木曾大橋を渡ったところに従来の駐車場がございますので、それらの部分に多くの観光客が入るようになると、一番宿場に近い駐車場では依然としてあるわけなんですけれども、利用が減少していくということになればですね、そのまま指定管理としてお願いをしていくことが可能かどうかということも含めて検討をしてみたいということでもあります。

柴田博委員 有料駐車場として運営できるかどうかわからなくなるからという、そういうこと。

商工課長 当然、有料駐車場としてということもございまして、指定管理そのものがですね、用地費じゃありませんけれども、受託する側としての事業として取り組めるかどうかということも含めてですね、検討してみたいと思います。

永井泰仁委員 塩尻高等職業訓練校の議案第13号の関係ですが、先ほど、実際に行っている学科が木造建築とか配管、パソコン、簿記等でしたが、今、これらの講師の先生はそれぞれどんな先生が担当されているんですかね。

商工課長 例えばですね、どの科にどの先生ということまでは把握しておられないんですけども、例えば工業高校を退職された技術科の先生だとか、あるいは、市内の事業者の中でやはりそういう技能を持っておられる、職業訓練校を卒業すると、技能士補の資格も取れますし、その後の国家試験を受けると資格も取れますので、そういう方も講師に当たっていただいているというふうに聞いております。

永井泰仁委員 このパソコンの講座ですがね、当時パソコンを導入したのは今の丸山議員さんのお父さんが校長の時で、県の雇用で多少組みがえしてパソコンをそろえましたが、最近この機材が新型の機械と言いますか、そういう機材だということと、それからパソコンの教室が至るところで塩尻の場合には講座とかやっていますが、機会を多く取るという点ではいいわけですが、同じようなことをそれぞれの施設でやっていますが、これをどこかへ統合するとか、学部を減らすとか、あるいはパソコンの今参加者というか、実際に来ている、どんな状況でしょうか。

商工課長 パソコン関係のですね、平成21年度の修了者はですね、統計的に見ますと138人ということで、結構大勢の人数の方がおいでになります。内容的にもですね、平成21年度の講座内容を見ますと、もちろん初めてのパソコンのようなものもございまして、実用的なものだとか、検定コースだとか、メディアコースとか、CADみたいなことを入れたりするようなことでやっております、そういう意味では、ある程度産業界の需要に応じたものを対応しているというふうに聞いております。

永井泰仁委員 今、パソコンの機種は、どっちかという古いタイプのやつをまだずっと使っているのか、入れかえがその後うまく進んでいるか、その状況はどうですか。

商工課長 ちょっと今使っている機種がですね、先ほど議員さんがおっしゃった時のものであればですね、そのままのものを使って、最近入れかえたということは聞いておりませんので、そんな状況だと思います。

永井泰仁委員 そうすると、もうかなり古いんで、また入れかえとかそういうことはまた県のほうとも相談をしたりして、やっぱり時代にあった先端で指導していったほうがいいので、また努力してほしいと思います。要望でいいです。

中原輝明委員 ちょっと、初心みたいなものだけど、指定管理する時に指定管理委託料というものがあるわけ。何も無いの。指定管理者制度で指定する場合、だれだれに依って信州ファームに指定するずらい。その時には、すべてに。

商工課長 それぞれですね、来年度の予算はこれからの話になりますけれども、塩尻職業訓練校につきましては、指定管理料としておおむね160万円の指定管理料を対応しておりますし、それから漆芸学院のほうは145万8,000円の指定管理料、それから奈良井宿駐車場については指定管理料はお支払いをしておりません。収支の中で対応していただくということでお願いしています。

農林課長 農林関係の4施設につきましては、指定管理料の支払いはございません。

中原輝明委員 そこで、指定管理したはいいけども、内容だわ。何か傷んだ時、どの程度までが指定管理してあるのか、あるいは、例えば中で機材を使って傷んだものはどの程度までもつわけ、市で。だもんだで、今度の田川浦のあの問題も、社会福祉センター、あそこらのところも問題はいろいろ出てくるわけだ。古い機材の場合はどういうぐあいにするのか、どの辺までが管理してあって、それ以上のものはこちらで、市でみるとかさ、その限界というのは何かもとがあるの。あったら教えてよ。ただ、おれが言いたいのは、それがないと、のんべんだらりでやってりゃいいわということになっちゃうし、指定管理者は指定どおりで仕事はしてもらなきゃいけないし、機械も整備してもらわなきゃいけないが、あの重油があれだけ流れたって、業者は入れさえすれば金になるだが、わかるら。入れて金になって、業者は黙っていてどんどん入れる。事務局は、ただどんどん入れさせる。管理責任はない。それで、今までやった経過も中を見ればわかるわけだ。一年中に何キロだか何万キロ使うか知らないが、それが10万キロと1万キロでは大きな差だもんでさ。そういうことを常に確かめているかいらないか、その辺はどういうぐあいになっているの。

農林課長 施設につきましては、確かに私どもも取得をしてからかなり年数がたってきております。維持管理費につきましても必要になってきておりますけれども、基本的な構造にかかわるものについては、財産の所有者である市のほうで負担をするということでさせていただいています。通常の運営をしていく中で軽微なものに関しては、協定の中で指定管理者のほうに負担をしていただくというようなことを、その都度取り決めながらでございますけれども、させていただいているのが実情でございます。

中原輝明委員 今の話はよくわかるけれどさ、軽微というのは皆さんが認める軽微だっていう、まあその人間によって違うけど軽微は軽微で、字はわかったが。その辺は、一つに統一しておいたほうが、おれはいいと思うが、いかがなもの。全体でさ、三村課長のところだけじゃなくてさ。数社に指定管理する場合は、一つの決めておかないと、社会福祉センターみたいになっちゃってさ、あの責任は、あれは事務局にあるよ、どっちにしても。

商工課長 基本的な考え方につきましては、指定管理のガイドラインというものを市全体で定めておりまして、その中で今の御質問、例えば施設設備の修繕等につきましては、指定管理者側の故意または重大な過失のものに

については、もちろん指定管理された側のほうで直しますけれども、設計や構造上のようなものにつきましてはですね、基本的には市のほうで対応していくというリスク管理の負担を、事前にですね、指定管理する段階の募集の段階で公表させていただいて、対応させてもらうという。ただ、すべてのあれの中でですね、振り分けられるわけではございませんので、今のお話にあったように、ものによってはその都度協議していくというケースもございます。

中原輝明委員 それじゃあ、副市長にちょっとお聞きしたいだけども、例えば話は今の福祉センターみたいになっちゃうんだけど、ああいう場合の責任というのは、あれは軽微だか、大微だか知らんが、あれはどういうぐあいになるの。で、そういう責任というのは、だれにあるかと、市にあって担当者にあるか、その代表者にあるかということだけども、その辺をびしゃっとしておかないと、これからいろいろ出てくるんじゃないの。例えば、どこかの施設へ行って、事務屋さんが今までとは違ったようにどんどん出て放出されても、経理はどんどんして出していくさ。それで、結局出た時には、今までの経過を全然、統計も見なくて、そしてただ支出して自分たちは給料もらって。そりゃ、給料まともにもらってるんだもんでさ、まともな仕事をしてもらわなきゃ困るわ。そこらのところを、これから副市長としてどんな考えで臨んでいくかちょっと、初心だか、心構えだかをちょっと。

副市長 心構えということなんですけど。基本的にはですね、先ほど御説明申し上げましたとおり、資産にかかわるものについては、これは市の建物であり、あるいは市の施設であり、市の資産でございますので、これは市が責任を持って修繕なり改修なりをしなければいけません。管理に関しては、指定管理者としてですね、市が指定をして管理運営をお任せをしているわけでございますので、私は、私的な見解ですけども、管理責任を取っていただくような必要があるだろうというふうに思っております。過失があるかどうかの度合いにもよりますんですけども、それはまた協議をしなければいけません、考え方はそういうところに行くと思っております。

柴田博委員 ならかわ市場についてですけども、ここは指定管理料は払われていないということですけど、同じ建物の中にあるトイレの関係の清掃も含めて、維持管理等はどういうふうになっているわけですか。

農林課長 ならかわ市場につきましては、今もございましたように道の駅ということで、施設の中に一体としてトイレがございます。ですので、通常の中では、トイレも含めてということをお願いしております。特に冬期間ですけども、冬の期間については、ならかわ市場自体を閉めて越年、しかしながらトイレは利用がございますので、そちらのほうについては管理をお願いしております。一年を通してということになります。

柴田博委員 清掃まで含めて全部お任せしているということですね。今のような、例えば、トイレが壊れて使えなくなったとかというような、そういう修理の場合なんかは市がやっているという、そういう考えでいいですか。

商工課長 今、農林課長からお話させていただいたとおりですね、基本的な施設、建物そのものの管理運営を指定管理者のほうに農林課のほうでお願いしておりますけれども、日常的な清掃だとか、トイレトペーパーの入れかえだとかにつきましては、私ども商工課のほうから同じく地場産センターのほうに業務委託をさせていただいて、その中で日常的な管理はさせていただいております、トイレの部分につきましては、と言いますのは、公の道の駅という形の、不特定多数の方も御利用いただくというようなことをお願いをさせていただいております。

柴田博委員 トイレの部分については、お金を出してやっていただいているということ。じゃあ、ちなみに幾

らぐらいか教えてください。

商工課長 年間、材料もろもろ含めてですね、60万円の委託料です。

柴田博委員 はい、いいです。

中原輝明委員 ちょっともう一回いいか。これ、もし間違っていたか、勘違いしていちゃいけないが、この地場産だか、ここへあれじゃない、4,000万円だか貸し付けというのは、ここじゃないの、違う。あの4,000万円の貸し付けしている先。

柴田博委員 今言っているのは売店の、こっちの建物。

中原輝明委員 じゃあ、ここの関係じゃないだ。

柴田博委員 地場産センターの本体のほうのあれ。

中原輝明委員 それじゃ、もうちょっと聞きたいが、4,000万円というのは、貸し付けは当初4月1日にポーンと4,000万円、ポーンと貸せる。どういう貸し付けをしているの。

商工課長 地場産振興センターへの短期の貸付金につきましては、従来ですね、年度当初に4,000万円貸し付けを行ってございましたけれども、監査委員等々の指摘もございますし、いろんな御意見をいただいているものですから、資金需要を、資金調達計画をつくっていただいて、その都度、必要額と言ったらおかしいんですけども、必要額をですね、貸し付けをさせていただくということで、平成23年度からは対応させていただきたいというふうに、今考えております。

中原輝明委員 はい、了解。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。議案第11号から17号まで一括して討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第11号から17号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号から17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 財産の取得について

委員長 議案第18号財産の取得について、議題といたします。説明を求めます。

商工課長 それでは、議案第18号の財産の取得について説明をさせていただきます。議案関係資料の25ページをごらんいただきたいと思います。まず最初に、改めて雇用促進住宅について、その概要と取得にかかわる諸事項についてですね、前回の委員会の中でも御説明させていただいておりますので、簡潔に説明をさせていただきますと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

取得します財産についてはですね、土地及び建物で、相手方は独立行政法人雇用・能力開発機構でございます。土地の所在は、そちらに書いてございますように広丘堅石2145番地の149。位置の図面は、27ページを

ごらんいただきますと、御案内のとおり図でございます。ちょうど九里巾の交差点から500メートルくらいの場所になります。面積は、買収しますというか、買います面積が6,467.47平方メートルの1筆の宅地でございます。25ページのほうに戻っていただきますけれども、土地についての価格は3,803万1,000円ということでございます。続いて、この土地に設置されている建物でございます。内訳は、行ったり来たりで恐縮ですが、26ページをごらんいただきたいと思っております。建物の構造につきましては共同住宅、1棟当たり40室、合計2棟で80室であります。平成4年6月1日に新築された共同住宅の建物で、鉄筋コンクリート造の5階建て、それから2棟のほかに奥屋として平屋の集会所、それからポンプ室、プロパン庫があります。25ページのほうにお戻りいただきまして、取得価格はですね、5,670万円。土地と建物あわせまして9,473万1,000円ということでございます。

取得までの経過につきましては、前回の委員会でも申し上げましたけれども、国の方針で早期廃止が決定されて以来、民間売却もしくは廃止が決定されてくる中でですね、塩尻市におきまして議会等の御意見を聞きながら市で購入することを平成21年度に決定しまして、去る11月の議会に取得の予算を計上させていただいて、今、手続きを進めさせていただいて、今回、取得についての提案をさせていただいているということであります。

なお、今回取得する取得費についてはですね、市が取得して10年間の延納の制度が適用されるということで、今回、平成22年度につきましては、総代金の20%の1,894万6,230円を年度末までに支払いをするということで、残りについては、利息が1.6%つきますけれども9年間の分割払いになるという形であります。運営の長期計画につきましても、前回の委員会の中で説明させていただきましたので省略させていただきます。今後、取得がなりますと、先ほど決めていただきました条例に基づいて来年の4月1日から市が運営をしていくということでございます。以上で、簡単でございますけれども、説明のほうを終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問等ありましたら。

なければ、質疑を打ち切りますが、いいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号財産の取得については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号財産の取得については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 市道路線の認定について

委員長 議案第19号市道路線の認定について、説明を求めます。

都市づくり課長 それでは、議案第19号市道路線の認定について御説明をさせていただきます。議案関係資料の29ページ以降で御説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。まず提案理由でござ

いますが、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

2概要でございますが、今回2路線について認定をお願いするものでございます。まず1つ目といたしまして、開発事業に伴うものということで、次のページ、30ページになりますが位置図がついております。高校北通線の北側に民間開発で行ったものでございますけれども、これにつきまして路線名、芝茶屋11号線、全体延長としまして34メートル、幅員6メートル。これについて、現地のほう寄附行為がされております。ということで、市道認定を行ってまいりたいというものでございます。

次に29ページをごらんいただきたいと思いますが、2番目といたしまして道路整備に伴うものということで、川岸2号線、延長241メートル、幅員につきましては10.3から10.5メートルということでございまして、31ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど話にも出ておりますが、水辺ふるさとふれあい広場の隣になりますけれども、国道19号から現在整備を行っているものでございます。これにつきましては、現在整備中でございますので、供用開始後に、失礼しました、整備後に供用開始を告示してまいりたいというように考えているものでございます。この2件についてお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問ありましたらお願いします。

中原輝明委員 この木曾だが、9059というのだけど、今話を聞きゃあ、まだ仕事をやってる最中のわけ。それをなぜ今、市道認定しなきゃいけないの。できてからでいいんじゃないの。できてるの、これ。

都市づくり課長 路線の一部については、奈良井川より線路寄りですね、こっち側のほう、それと橋等はできております。国道の取り付け部分について現在施工中でございますが、実際現在、供用状況、ほとんど車が通れる状況になっておりますので、今回は事前に市道認定をかけさせていただいて、供用開始の告示につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全体ができた時点で、そのタイミングで行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

中原輝明委員 その話はよくわかるがさ、やっぱり基本的には、すべて完了して初めて市道認定ということじゃないだかい。都合ということはよくわかると思うがさ、市道に認定する場合はあれじゃない、見て、今工事中のものは完了してからやったほうがいいんじゃないかと、おれは思うが。

都市づくり課長 委員さんの御指摘のように、すべてが完了した後に市道等については、現地を確認して行く、特に開発行為については、特にその点については注意して行っております。ただしやはり、都市計画道路とかです、こういうものも含めて、事前に市道認定を、既に幅員等も決まって全部いるものについては、市が施工するものについては事前に議会に議決をお願いしているものもございまして、一つ、今、用地を提供していただいた方、その関係で税控除等がございまして、これは、市道に提供したということの証明をしなければならないというような、そういう手続き的なこともございまして、事前に今回についてはこういう市道認定の議会の議決をお願いさせていただいたというのは、そういうような状況もございましてよろしくお願したいと思っております。

中原輝明委員 はいわかった、いい答えだ。

永井泰仁委員 この今認定している、その奈良井の川岸2号線の241メートル区間ですが、先ほどこの駐車場の管理やなんかは奈良井地区の事業協同組合ということですが、これ、冬場の除雪はですね、ほかのほうのまた予算でやるのか、この事業協同組合で協力的にやるか、その辺はどういうことになりますか。

都市づくり課長 この今回お願いしました路線につきまして、市道認定を行うということになります。それが

ら、あわせて整備をしております道路施設ということで駐車場、それから休憩施設等も、このところへ水辺という設計を考えて、現在整備を道路予算の中で行っておりますので、これにつきましては建設事業部のほうで維持管理を行っていくという形で現在考えております。

永井泰仁委員 だで、除雪費は別立てということだね、さっきの指定管理者のあれとはかわりなく。

都市づくり課長 そういうことになります。

永井泰仁委員 サービスでやれっていうわけにはいかないね。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号市道路線の認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、この際、午後1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時01分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第20号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費及び2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費

委員長 それでは次に進みます。議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中、経済建設委員会にかかわる問題について議題といたします。説明を求めます。

商工課長 それでは議案第20号の平成22年度一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の38、39ページをごらんいただきたいと思います。5款1項の労働諸費にかかわる給与等にかかわる補正でありまして、人件費につきましては本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準じた改正を経て、月額給及び期末勤勉手当の引き下げにより減額補正したものでありまして、また年度中にもですね、人事異動に伴う内容も加味して年度末までの見通しをもって人件費の補正をお願いしてあるものです。なお、給与費にかかわる共済組合の負担金や嘱託職員の社会保険料につきましても、当初予算時より負担率、保険料等が改定されたために補正をするものでありまして、以下、人件費については同様の内容でございますので、ここをもって説明させていただければというふうに考えております。

農業委員会事務局長 20号議案の40、41ページでございますけれども、6款農林水産業費の農業費、1目農業委員会費でございますけれども、11の需要費、印刷製本費でございますけれども、これを農業委員活動

費の印刷製本費から6万7,000円を減額し、新たに農業者年金事務諸経費の印刷製本費、頭出しをして6万7,000円を入れるというものでございますけれども、16、17ページの歳入をごらんいただきたいんですけども、20款諸収入の4項です。受託事業収入の補正額6万7,000円。農業者年金受託手数料が当初の予定よりも6万7,000円増額で収入となることがわかりまして、それを入れるための科目を節として、印刷製本費を頭出ししたものですのでお願いいたします。

農林課長 それでは42、43ページをお開きいただきたいというふうに思います。3目の農業振興費でございます。98万9,000円を増額しまして、1億448万1,000円とするものでございます。43ページの説明欄のほうをごらんいただきたいと思います。中山間地域等直接支払事業、中山間地域等直接支払交付金58万9,000円を増額するもので、お願いするものでございますけれども、これにつきましては、平成22年度からでございますけれども、中山間事業の第3期対策が始まっております。昨年までにつきましては、17集落で131.67ヘクタールでございましたけれども、3期対策のほうでは、17集落、124.96ヘクタールが対象になってございます。その中で交付単価でございますけれども、従来基礎単価より2割程度多い通常単価ということで13集落が対象になってまいりましたので、58万9,000円を増額をお願いするものでございます。

それから2つ目の農地利用集積円滑化事業40万円の関係でございます。農地利用集積交付金40万円でございますけれども、これにつきましては、11月1日から農業公社がスタートしております。農業公社につきましては農地利用集積円滑化団体ということに指定を受けまして、農地の利用集積を行うわけですが、利用権設定の面積に応じまして、10アール当たり2万円の交付金を国から受けることができるということでございまして、初年度、2ヘクタール分でございますけれども予定をさせていただいております。

それから7目の農地費の関係でございます。給与費につきましては人勤によるものでございますけれども、財源内訳の変更がございまして、市単の土地改良事業にかかわる起債ですが、その同意額が変更ということで、20万円を一般財源から特定財源に変更するものでございます。

次に2項の林業費、1目の林業総務費でございます。34万6,000円を減額いたしまして3,180万円とするものでございますけれども、2つ目の丸、林業被害防止対策事業諸経費でございます。松林被害予防委託料70万円の減額、それから鳥獣被害防止緩衝帯整備事業委託料70万円の増額をお願いするものでございます。これは事業の組みかえをするものでございまして、県の森林税を財源としたものでございますけれども、市町村に交付される森林づくり推進支援金でございますけれども、これの有効利用を図るということで、本年については松の枯損木の伐倒処理が少ないということで、緩衝帯整備のほうに組みかえをさせていただくものでございます。

次、林業総務事務諸経費でございますけれども、治山林道協会の負担金28万9,000円でございます。これは県の治山林道協会への負担金でございます。平成22年度中に市内で実施される治山事業にかかわる事業付加金でございますけれども、事業実施箇所がふえてきたということで増額をお願いするものにございます。以上でございます。

商工課長 続きまして同じく42、43ページの商工費の1目商工総務費の商工総務事務諸経費804万円でございますけれども、これにつきましては、人事異動に伴います振興公社への派遣職員の人件費を増額させてい

ただくものございます。

それから、ページがですね、44、45ページになります。2目の商工振興費のうちの駐車場事業会計繰出金2,400万円でございますけれども、これにつきましては、市の市営駐車場のシャッターに危険防止装置を設置し、またエレベーターの扉に遮煙・遮炎、煙と炎を遮断をできる性能を有する特定防火設備を設置するため、その建物を管理する駐車場会計のほうへ繰り出すものでありまして、この施設につきましては駐車場利用のことも広場とえんぱーくの皆さんの利用者の安全確保をするために、以前シャッターがおりてきて挟まれてというような事故がございましたので、その防止のための工事を行うためのものでありまして、県の指導もありまして、また国の補助事業もつきましたので、ここで工事の施工をさせていただければということでの繰り出しでございます。

それから、その次の中小企業融資あっせん事業の保証料補給金1,648万7,000円でございます。市の制度、県の制度融資に関わる信用保証協会への保証料の補給金の増額補正をするものであります。今年度の融資実績は、市制度については、融資あっせん状況についてはですね、11月30日現在で213件ほどになりまして、若干昨年よりは減少はしておりますけれども、1件当たりの小口化等、増加のほうもだいぶ落ち着いてはきております。しかし、保証料等が当初予算で5,000万円予定しているものでありまして、これとこれまでの実績、それから、これから1月までの増加分を計算させていただきまして、1,648万7,000円の補正増をさせていただきたいという内容のものでございます。以上でございます。

都市づくり課長 8款土木費でございますが、46、47ページをお開きいただきたいと思います。道路橋梁総務費の中で説明欄でございますが、道路橋梁事業諸経費ということで県道路整備期成同盟会の負担金3万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、関係市町村で構成をしております当同盟会、この事業費割について確定してまいりましたので補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

建設課長 引き続きですが、2目の道路維持費の関係での節の工事請負費5,000万円の増額でございますが、これにつきましては、道路維持事業につきましては常に現状の把握に努めまして、市民の皆様へ安心・安全を提供するために維持管理業務に努めているところでございますが、この事業につきまして平成21年度の2月の臨時議会にきめ細かな臨時交付金ということで7,000万円をいただきまして、その事業執行に努めてまいりまして、それにつきまして7,000万円の関係について30カ所工事させていただきまして、これにつきまして継続的に引き続き来年3月までに、この維持管理についても継続的な事業投資が必要と考えておりまして、5,000万円という多額でございますが補正をお願いするものであります。

次の3目の関係につきましても、財源の関係につきましては吉田原通線の補助事業でやっておるわけでございますが、これにつきましても事業費確定となりまして、その関係で県と地方債のほうの関係が減でございます。

都市づくり課長 3項の河川費、1目の河川維持費でございますが、説明欄ごらんいただきたいと思います。河川改修事業費ということで県治水砂防協会負担金4万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましても先ほどの道路と同じように、事業費の確定に伴いまして増額をお願いするものでございますので、よろしくお願いたします。

建設課長 引き続き48、49ページの関係でございますが、2目の公園管理費でございますが、工事請負費

136万6,000円の変更増をお願いするものでございますが、これにつきましては小坂田公園のレストラン棟の雨漏りがしますので、その漏水防止ということが主な内容でお願いするものであります。

その次の3目の社会資本整備総合交付金事業につきましては、これにつきましては塩尻駅周辺地区ですね、まち交でやっている事業でございますが、これについては財源の組みかえということでですね、今期から起債のほうへの計上でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは委員から質疑を受けます。質問がありましたらお願いします。

中原輝明委員 この47ページの県道路整備期成同盟会の負担金、ちとばかり事業費がふえればふえるっていうのは、負担金は当初の予算の中でやってほしいが、どういうもんだや。市だったって、今、減らしてる中じゅんな。県の言うことばか聞かなんで、そういう話をしてやってくんない。県の言うことばか聞いたって、負担金、当初で、その中でやってもらえばいいだ、こんなもの。市ではこんなこと絶対認められないよ、市の場合は、それだで、県のほうへ強めに言ってくれないかや、そういうふうな話があるって言わなきゃ。県下、みんな市町村はそうじゃない。ちとばかりふえたで、負担金よこせなんて。当初でやった中でやってもらえばいいじゃん。できるだけ、負担金なんてものは、その中でいくらでも。なくてもできるやつだでな、こんなもの、負担金だで。だれかが天下りだか天上がりだか知らないが、その連中のいる中でやってきたもんでさ。

都市づくり課長 ただいま御質問、御意見いただきました県道路整備期成同盟会負担金でございますが、構成団体は県内の市町村でございまして、先ほど申し上げましたが、それで、この総会において負担割合が決まっております、まず人口割ということで5万人から10万人の市においては年間8,000円、それから事業費割ということで、かかったと言いますか、県事業等の、国で行った事業等すべて含めまして事業費に関して1,000分の0.95をこの同盟会の運営費用ということに充てるということで決まっております、その事業費割が確定したと、前年度分も含めて繰り越しも含めて確定したということで、今回3万6,000円の増額をお願いするものでございます。そういうことでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。なお、これにつきましては、前年度に比べますとですね、当初予算においてかなり、ちょっと金額が手元にはございませんが、絞り込みをして減額をしております、前年度よりも。確定した時点でということで当初考えておりましたものですから、今回こんな形で増額をお願いする形になりましたが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

中原輝明委員 よろしく、それはわかるだ。わかるけれども、ただ問題は、そういうものに対して決まってるでじゃなくて、こういう我々の塩尻の議会からも意見が出たっていうことを進言しないとわからないだ、ああいいうやつらは。何でも割り当てで決めたとおりよこしゃいいってもんじゃなくて。こういう問題は、今まで負担された中で賄ってほしいと、そういう意見が出たって言やあ市町村の衆はそうだそうだって言うと思うよ、多分。そのたんびに、こんなにふえたり減らしたりじゃなくて。減るならいいがふえるっきりじゃん。普通のあれだよ、こういう市町村ではこんなことは認められないよ。事業、ちとばかりふえたで負担金。これはその中で運営しているやつを経費を削減すればいいじゃん。そういう意見を皆さんはここで出たのを、県のところへ行って会議に言わなきゃ、こういう強い意見が出たって。いけなきゃだれから出たって言ってくれたっていいよ、名前を。

都市づくり課長 委員さんのおっしゃられるとおり、各同盟会においては経費の節減ということで、事業費割等につきましても減額をしてきている現状でございます。さらに御意見等いただきましたので総会の折、また機

会がありましたら事務局のほうへも御意見等はお伝えを申し上げたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、できる限りこういうものは必要最小限にとどめていく時代だというように私たちも考えておりました。平成23年度予算におきましてもできる限りの節減を図っていくように現在、予算案措置と言いますか、予算の調整をさせていただいております。そんなことで私たちも努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

中原輝明委員 よくわかった。そういう気持ちでしっかりやってほしい。ここだけじゃなくてはっきり言ってもらいたいね、頼むわ。そういう考えで常にやってよ。全くそのとおりだ。よろしくお願いたします。

柴田博委員 同じページの今のところのすぐ下の道路維持諸経費5,000万円ですけれども、補正前が約9,000万円の予算に対して5,000万円の補正ということで、大分割合としては大きいと思うんですけど、5,000万円で具体的にどの辺でどんな工事をやる予定なのか、わかたらお願いたします。

建設課長 工事箇所につきましてはですね、吉田三区、五区のあたりですね。吉田団地の堰西のところの維持改良とかですね、そこが主な内容でございますが、あとは全市的にですね、北小野、町区とかいろいろなところ、継続的な事業とか、のこ事をやらせていただくということです。今回の7,000万円につきましては、平成21年度の臨時交付金ということで、平成21年度の臨時議会で前倒しということで予算を取らせていただいた関係上、このように8,900万円という当初予算になっておりますけれども、私どもとしては7,000万円も当初と考えてまして、7,000万円、9,000万円、1億6,000万円の事業の実施を考えております。以上です。

丸山寿子委員 45ページで商工業振興推進事業のところの、先ほどシャッター、遮煙というような説明があったんですけど、これは場所をもう一度、実際にはどこの場所にそれがなるのかということと、あとその取りかかる時期はいつなんです、工事の。

都市づくり課長 具体的には市営駐車場の、わかりやすく言うと、各階の、例えば2階から3階に真ん中あたりでぐるっと上がって場所のところ、上を向いていただくとシャッターがついております。大体、1つの階で3つくらいついているわけなんですけれども、その各シャッター、火事の時に閉まるシャッターですね、そのシャッターに、下りてくる時に人が挟まれないような危険防止装置をつけるというのが一つと、それから駐車場にエレベーターがありますけれども、エレベーターの前にはですね、防災型のクロス型のものの遮断できる、これは金属製のものではないんですけども、エレベーターに入ると扉のグーっと開く、その前にそういうものをつけるということで、シャッターで確か24カ所、それからエレベーターの前につけるもので16カ所でしたか、を、数としては予定しているというものです。時期につきましては、予算をお認めいただければ、早急に準備をしていきたいというふうに考えております。

丸山寿子委員 その工事の期間ですけど、通行とかの障害っていうんですかね、これだけたくさん準備やっていくってあれだから一気に閉めるわけじゃないでしょうけど、その辺はどんなふうになっているんですか。

商工課長 工事は例えば夜間にやる等とか、これからできる限り回遊性を持たせるような形で支障のないように対応させていただきたいというふうに考えておりますので。

丸山寿子委員 済みません、それからちょっと関連ですけど、どうしても駐車場のところの3階と4階の駐車場。あそこが3階への階に入るように、どうしてもやっぱり今でも紛らわしいというか間違えるというか、

お店のほうに行こうと思ってうまく出れなかったので、階段を使うとやっぱりまたお店に出られないとか。ぐるぐる回って、3階でもう一本出口があるということがまだちょっとよくわからないという人が多いんですけど、その辺の対策っていうか、対応はありますか。

商工課長 以前にもそういう御指摘をいただく中で、特にウイングロードビルの3階の広場のほうにもできるだけ行きやすいように、御協力をいただいてあそこに少し貼り紙ではなくて、何て言ったらいいんですかね、こう、子供向けの絵のテープさくじゃないんですけど、ああいうものをつけさせていただいたりとかさせていただいて、極力わかりやすくしているつもりではございますけれども、まだまだ不十分のようだというのでありますので、また検討する中で対応を考えていきたいというふうに思っております。

丸山寿子委員 あと1点お願いします。41ページで、農業者年金の事務諸経費のことで関連して、農業者年金を受けている関係と、それからその何ですかね、年金を支える側ですかね、そういった人数的なものとは今、動向としてどんなふうなのか、現状を聞かせてください。

農業委員会事務局長 ちょっと支えるっていうあれですけども、今、受給者はちょっとあれですが、被保険者では平成21年度末ですが507人となっています。ちょっと加入状況と言いますか、受給の状況はちょっと今つかめませんけども、後ほどお示します。

丸山寿子委員 はい、お願いします。

中原輝明委員 一般質問の中で出た森林税。これが塩尻じゃ四千何ぼで、実際は交付されている金は千四百幾らとか言っただけで、その率ってのは、県下の各市町村っていうのはそんなような比率で、あとは県でそれぞれに適材適所に配布している状況なわけ。県下の状況はどんな、市町村はどんなぐあい、わかる。

農林課長 森林税の状況については、収入が3,330万円余りということで、塩尻市に直接ですけども活用されたものについては、半分以下というような答弁をさせていただいたかと思います。県のほうからもらった資料の中では、県全体の中でとらえますと、森林の割合というのが平成22年の予算も含めてでございますけれども、1.76%というようなことになっておりまして、ちょっと全県を比較したものがなくていけないんですけども、森林税の占める割合というのが3.19%でございますので、全体から見てどうなのかということまでちょっと細かく分析してなくて申しわけないんですけども、平成22年の予算まででいきますと、占める割合よりも多い割合で活用が図れるというようなことにはなっております。ただ済みません、他の市町村とのちょっと比較ができておりませんので、申しわけございません。

中原輝明委員 県下では総予算ってのはどのくらいある、それはわかるか、わからん、それも、森林税は、わからんわなあ。

農林課長 県の場合、森林税をそのまま使うということじゃなくて、要は国の補助金に森林税を上乗せして使っているということがございまして、一概に言えませんが、事業としては県全体で29億円ほどの事業が平成22年度までに予定をされています。そのうち森林税を活用したものは17億円ということでございますので、17億円の事業が行われているということになります。

中原輝明委員 はい。わかったな。

永井泰仁委員 商工総合事務諸経費の、さっきの振興公社の804万円だったっけ、職員が派遣ということですが、このことについてということじゃなくて、これから先、振興公社の事業に対して必要な職員確保をしなき

やいけないということはわかりますが、市の職員の派遣の考え方とか基準とか、どういう運営方針で市の職員の派遣をしていくか、あるいは公社直轄の職員を採用していくか、その辺のすみわけとか考え方をちょっと説明してほしいですが。

副市長 公社は、昨年の7月に立ち上がったばかりでございまして、大きくわけて産業振興事業と、それから特に再開発事業を中心としたまちづくり事業を実施しているという御認識をいただいていると思います。主に市の派遣の職員につきましてはですね、今、S I P塩尻インキュベーションプラザを中心に展開しております産業振興事業のほうで2名、それからまちづくり事業のほうで2名、派遣をしているという状況であります。特にまちづくり事業のほうにつきましては、中央通りの再開発事業はほぼここで収束と言いますか、完了するということが、同時に駅南の地区の再開発事業も本格化をしてくる、それから銀座地区の優良建築物につきましてもこれから事業が始まるというようなことで、ほぼこれは今の2名くらいの職員が必要ではなからうかというふうに思っております。なかなか再開発事業は専門的なものも必要なものですから、市の職員の支援を必要とするというふうに考えております。

一方で、産業振興事業のほうにつきましてはですね、特にテクノコーディネーターとか、それから専門的な技術支援を擁している職員については今、民間の方を、いろいろな県の補助制度等を使って採用を、囑託でございませけれども採用しておりますので、徐々にそっちの方向へシフトをしていくのではなからうかと。どうしても専門職でありますので、技術的なことがわからなければ対応ができないとか、そういうことがございますので、そういう関係ではどちらかという民間の方の活用というのを重視して考えていけたらというようなふうに。

それから、まちづくり事業のほうですけれども、ここ1、2年で大体ほぼ大門地区のほうにつきましてはめどがついてまいりますので、新しい事業が始まるまでにはですね、これもだんだん民間のほうへシフトしていくのではなからうかと思っておりますが、例えば他地区、例えば広丘とかですね、それから工業系のいろんな事業とかですね、そちらのほうも徐々にではございますけれども、開拓をしていかざるを得ないというような状況も出てきておりますので、今の状況がしばらくは続くということです。

永井泰仁委員 大体考え方はわかりますが、私どもの立場から言うと、この振興公社であまり頑張り過ぎてもね、まあ順調に事業がやっている時はいいけれども、冷え込んできたり、いろいろの赤字というかマイナスになってきた時には、ある意味で最終的な責任は市に来てしまうというようなそういうことで、大体事業を限定しての振興公社として、取り組むべき事業がされていることはわかるんですが、あまり今度華々しくやりゃあやったでまた心配もついて回るといったようなそういう反面性も持ってるものですから、その辺の職員の派遣と、それから市の職員も技術支援という範疇が、言葉は技術支援ですけれども、ことによたら本当に、まだ塩尻の場合には民間というものがどうしてもしっかりしていないということで、官のやっぱり行政側がリードしていくという体質がね、なかなか変わってきていないので、その辺のところをどういうふうにして、ある程度市がこれら箱物も大きなものを配置したりつくってくれば、あとはやっぱり地元の民でこう、理想から言うと、細かい部分をやってもらうということが一番いいわけですが、その辺のリードの仕方と、それからもう一つは、会議所がなかなか計算づよくて、ちょっと難しいっていうのが強調されているような気もするんで、これから官から民にやっぱり主体を変えていくっていうその指導性というか、その辺を、理事長の立場、あるいは部長の立場で今後どんなふうにならうかとリードしていくお考えか、ちょっとその辺のところをお伺いしたいんですが。

副市長 理事長の立場ということなものですから、お話しすけれども、私自身はできるだけ民間のほうへシフトをしていくべきだというふうに考えております。これは産業振興事業もそうですが、まちづくり事業もそうだと思います。民間セクターが、代表質問、一般質問でも御指摘をいただきましたとおり、例えばまちづくり会社がですね、それだけの力を持ってしっかりとした組織ができていけば、ある一定の再開発事業等々に関しても、再開発事業ってどうしても資金力が必要なものですから、不足したその資金調達ができる、一定程度の借金ができるというような体質というか、そういうことができれば、そちらのほうへシフトしていくのが望ましいというふうに考えております。ただ1点、民間の方々、例えば土地所有者から土地を借り上げているものを誘致するというようなことについては、どうしても一定の信用力が必要なものですから、その部分については行政の持っているバックボーンと言いますか、そういうことの信用力を出していく必要が過渡的にはあろうと思います。それはそういうことで事業を進めていかざるを得ないかなと。できるだけ民のほうへきちんとしたセクターができればですね、早いうちというのが順当であるかなと思います。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 ちょうどいい機会だと言うが、関連みたいなものだが、これは副市長にちょっと聞いてもらわなきゃいけないのだが、今いろいろ騒がれた事件がいろいろあるんだけど、そういう中で公の金を扱う、あるいは交渉、そのためにタッチする職員がいつまでも同じところにいると、いろいろあるということをよく理解をしているとおれは思うけれど、その辺をやらねえと、温存しておいて、その温存しておいたおかげでその職員がそれに巻き込まれたということになれば困る。その辺は人事についてはしっかりと腹を据えてやってほしい。これはね、温存すりゃするほど、それはできるでいいわ、これはいいさ。そればっかでは認められないことがいっぱい出てくるだ。その辺はよく頭の中に入れて人事をやってほしい。これは関連して、おれは今お願いする。これは要望だが。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、経済建設委員会に関する部分について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、経済建設委員会に関する部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成22年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に進みます。議案第23号平成22年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を受けます。

上水道課長 それでは、議案第23号平成22年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。まず第1条の歳入歳出の予算でございますけ

ども、人事院勧告などに伴う人件費とですね、本年度の事業を執行してきた中での実績及び実績見込みによる補正で、歳入歳出とも補正額といたしましては4,377万7,000円の減額で予算総額をそれぞれ2億4,046万6,000円とするものです。

次に歳入について御説明いたします。9、10ページをお願いいたします。まず2款1項1目簡易水道費国庫補助金の簡易水道事業補助金につきましては、檜川地区をつなぎます連結管路網の整備にかかわります配水管布設工事の発注及び施工、それにかかわります実施設計業務の履行、それとですね、配水管布設後の舗装復旧、本復旧の負担金など補助対象事業の実績、実績見込みから本年度の国庫補助事業の完遂にかかわりまして補助基本額を減額し補助金を925万4,000円減額補正し3,774万6,000円とするものです。

次に3款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の実績、実績見込みによる補正で、主なものといたしまして、歳出におきまして簡易水道施設整備維持管理事業のマキヤ橋架橋関連のですね、国道19号拡幅にかかわります配水管布設工事が、国土交通省飯田国道事務所との施工協議の結果、布設がえが不要となったため、この財源といたしまして充当してまいりました簡易水道使用料を他の支出へ充当することなどによりまして、一般会計繰入金を673万3,000円減額補正し、3,179万1,000円とするものです。

次に6款1項1目簡易水道事業債の簡易水道施設整備事業債は、補助金と同様に補助基本額の減額にかかわります借入額の補正でございます。2,780万円を減額補正し1億1,320万円とするものです。以上歳入につきましては6ページをお願いいたします。6ページの下段にありますよう、4,377万7,000円の減額補正で、歳入総額を2億4,046万6,000円とするものです。

次に歳出について御説明いたします。11、12ページをお願いいたします。1款2項1目維持管理費の工事請負費は、簡易水道施設整備事業、維持管理事業の管路補修等工事で、先ほどお話ししましたが、マキヤ橋架橋関連の国道19号拡幅にかかわります配水管の布設替工事が不要になったことからですね、その工事費754万円を減額補正するものです。

次に2款1項1目施設建設事業費の簡易水道施設建設事業では、設計委託料につきましては、本年度配水管の布設工事の実実施設計業務を発注し履行した関係で、実績見込みから170万5,000円の減額補正です。また配水管等の布設替工事ではですね、連結管路網の整備といたしまして、配水管の布設工事5工区、延長にいたしまして1,750メートルの発注をして施工してございます。そのほか、流量計の設置あるいは水管橋の架設工事のほか、配水管布設後の路面補修を考えました舗装本復旧工事のほうの施工の実績及び実績見込みから1,171万5,000円を減額補正するものでございます。なお、本年度のですね、配水管の布設替工事の施工状況によりまして、贛川までの接合が完了になるということでございます。したがって、断片的なつなぎ込みではございますけれども、来年度からは新しい浄水場、新檜川浄水場からですね、贛川浄水場の給水区域への配水が可能となるという状況にあります。また、舗装物件の負担金につきましては、県道木曾平沢停車場線におきまして、前年度施工いたしました配水管布設替工事にかかわる舗装の本復旧を県の受託工事としていただいた関係の負担金でございます。こちらにつきましては、復旧面積の確定、復旧工法の決定、あるいは工事費の算出などの実績見込みから2,284万1,000円の減額補正となります。したがって、本年度の簡易水道施設建設事業はあわせて3,626万1,000円減額し、1億5,443万9,000円とするものです。

歳出につきましては、今度は7ページになりますけれども下段にありますとおり、歳入同様、合計で4,377

万7,000円の補正減額で、歳出総額を2億4,046万6,000円とするものです。以上が、簡易水道事業の第1号の補正予算の説明となりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、委員より質問等ありましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第23号平成22年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

委員長 次に進みます。議案第26号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

上水道課長 それでは、議案第26号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。本補正は、先ほど来、話がございましたとおり、人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の関係の減額とですね、浄水施設機器の破損、更新にかかります修繕費、工事請負費の予定額の組みかえが主な内容となります。

まず第3条の経営活動にかかります収益的収入及び支出についてでございますけれども、支出となります水道事業費用の第1項営業費用では、各科目におきまして人事異動等によりまして給料手当、法定福利費など人件費を補正するもので、あわせまして8万9,000円の減額補正で、補正後の予定額を13億3,423万8,000円といたしまして、水道事業費用といたしましては補正後の予定額を15億2,594万7,000円とするものです。なお、浄水施設、機器等の破損にかかります修繕費の増額につきましては、既決予定額の組みかえにより補正するもので、補正額は計上されません。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてでございますけれども、支出となります資本的支出の第1項、建設改良費では、各科目におきまして営業費用と同様にですね、人件費を補正するものであわせて123万1,000円の減額で、補正後の予定額を3億8,171万円とし、資本的支出としましては、補正後の予定額を6億9,758万6,000円とするものです。なお、浄水施設費の更新にかかります工事請負費の増額はですね、既決予定額の組みかえにより補正するもので、収益的収支と同様にですね、補正額は計上されておりません。また、本補正によりまして第4条の文中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、支出が減額することから123万1,000円減額の5億4,766万円となり、補てん財源となります過年度分損益勘定留保資金もですね、同様に123万1,000円減額の5億3,427万円となります。

次に2ページをお願いいたします。第5条の職員給与費につきましては、こちらのほうは給与費、手当、法定福利、報酬、退職給与金の合計でございまして、本補正により132万3,000円を減額し、補正後の予定額を1億7,925万5,000円とするものです。

また、次の3ページから6ページまでにつきましては、収益的収支、資本的収支の目別内訳の実施変更計画書、資金変更計画書、あるいはですね、給与費明細書となっております。

次に予定損益計算書、貸借対照表を説明する前に、補正予算第2号の明細書につきまして御説明をさせていただきます。なお、明細書の説明につきましては、人件費等の説明については省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出についてであります。支出となります水道事業費用、営業費用の1目原水及び浄水費の委託料では、水道法に基づく水質検査など本年度実施を予定しております15業務の発注履行にかかわる実績部門から299万円を減額補正し、同額を修繕費に充当する予定額の組みかえをするものです。

次に、前後して申しわけございませんけれども、動力費ではですね、本年度上半期の電力単価、電気使用料の実績見込みから101万円を減額補正いたしまして、同額を修繕費に充当する予定額の組みかえをするものです。

次に修繕費ではですね、本年の5月25日、8月19日、8月31日に発生した落雷により被害を受けました浄水施設の機器設備等をですね、安定給水を図るために緊急修繕したことによります補正でございまして、落雷被害による緊急修繕につきましては、既決予定額を充当し、東山西部配水池テレメーターの基盤、あるいはですね、上西条浄水場のアレスターなど13件を行ったことによりまして、本年度、今後の修繕費を確保するため400万円の増額補正をお願いするものです。増額分につきましては、委託料と動力部をあわせた補正額400万円を充当する予定でございます。このことによりまして、水道事業費用、営業費用の補正額8万9,000円は人件費によるものという形になります。

次に12ページをお願いいたします。12ページからは資本的収入及び支出となります。まずは資本的支出、建設改良費の2目配水施設費の工事請負費では、主な補正要因といたしまして、前年度と本年度、配水管布設替工事を実施いたしました県道塩尻停車場線、場所はですね、国道153号線の下大門の交差点から大津屋金物店までの間となりますけれども、このですね、舗装本復旧工事につきましては道路管理者松本建設事務所のほうになりますけれども、協議の中で県道の本復旧はですね、管布設後6カ月間の自然てん圧期間を要する等のことから、舗装の本復旧工事の施工時期が1月以降の厳冬期になりまして、良質な舗装復旧が難しいこととですね、配水管布設替工事のですね、前年度施工分と今年度施工分を一括して舗装本復旧工事を施工したほうが経済的でもありますし、交通制限の日数等が減るなど、効果的な工事が望めるということもあります。加えてですね、道路の交通量、あるいは機能からですね、できれば全幅員の本復旧が望ましいということで、県の受託舗装工事として翌年度施工をお願いしたいということでこの辺の協議をさせていただいておりますが、協定いたしまして舗装復旧工事費を940万円減額補正し、同額を3目浄水設備の工事請負費に充当する予定額の組みかえをするものです。

次に3目の浄水施設費の工事請負費では、8月31日に発生した落雷により、塩嶺別荘地ポンプ室のテレメーターの基盤が破損いたしまして、破損状況がテレメーターを構成する全基盤に及んでいること、あるいはですね、部分的な損傷箇所の修繕の対応は難しいことに加えまして、テレメーターの基幹部のですね、中央処理装置、通信回線の制御基盤等が損傷を受けていることから、構成基盤の修繕だけでは動作不良、あるいはですね、不具合等が発生する恐れがあるということ、そのほかにですね、被害を受けましたテレメーターにつきましては、平成20年度に製造中止になっております。この関係でですね、新たにそちらをつくるということになれば、設計製作にまで時間が要することもございまして、今回の場合につきましては、後継機種によりますテレメーター子機の更新をしたく940万円を補正増額するものでございます。増額分につきましては、2目配水施設費の補正額

940万円を充当いたします。このことによりまして、資本的支出、建設改良費の補正額123万円1,000円は人件費のみの補正という形になります。

以上によります経営状況あるいは財政状態につきましては、7ページをお願いいたします。今年度の経営状況を表します予定損益決算書は、正確な期間損益の決算を行うなどのために税抜きで記載してございますけども、本補正では人件費の補正によりまして営業費用が減額となり、営業利益は8万8,000円の増額。これに伴いまして経常損失は同額の8万8,000円が圧縮されまして、下段になりますけども、当年度純損失額は同様にですね、補正予算第1号と比較した場合、8万8,000円圧縮され2,355万4,000円となります。なおですね、純損失額につきましては、上半期におきましてはですね、猛暑などの影響によりまして給水収益は、前年同期に比べまして約1,240万円ほど増収という状況がございます。また今年度の予算計上時におきましては、前年度対比950万円ほど減収を見込んでいたことから、年度末におきましてはですね、増収等がございます関係で、大幅な純損失額の圧縮が見込まれているという状況でございます。

次に8、9ページをお願いいたします。8、9ページの水道事業の財政状態を表します予定貸借対照表についてでございますけども、9月定例会におきまして平成21年の水道事業会計の決算認定をいただきましたので、決算認定をいただいた水道事業貸借対照表をもとに本年度当初予算、あるいは第1号補正予算と本補正による年度末における財政状態を、資産と負債の区分で表しているものでございます。8ページの資産の部におきましては、人件費の補正によりまして、固定資産、流動資産をあわせた資産合計は、下段のとおり162億5,767万円となります。また9ページとなりますけども、人件費、退職給与引当金、動力費の補正、また7ページでございます予定損益計算書の当年度未処理欠損金から負債と資本をあわせた負債合計は、下段のとおり162億5,767万円となりまして、バランスがとれているということでございます。以上がですね、水道事業会計補正予算第2号の説明となりますのでよろしくをお願いいたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問ありますか。

永井泰仁委員 配水池の電話の回線を使ったテレメーターね、これで水位やなんかを確認、常時できるんですが、これを見ると本当になんか落雷にかなり弱いようなところを呈しているんですが、なんかこれにかわるような最新式で配水池の水位だとか何とか、常時監視を送ってこれのような、何かそういう新しいシステムっていうのは開発されてますか。

上水道課長 落雷対応につきましては、昨年度は5件ほどでございましたが、今年度、修繕対応で13件、それと更新で1件と、14件起きています。これにつきましては、建物や構造物につきましては避雷針等の施設で雷をよけることができますけども、修繕機器等につきましては、電力ケーブルあるいは通信ケーブル、また地下に埋まっている配水管等によってもですね、雷サージの影響を受けるということもありまして、一応今その保全対策といたしましては、ヒューズとかアレスターとかいうものを入れてありますが、そこで受けている関係でですね、このアレスターや何か今回また修繕対象になっておりますけども、そういうものに受けてもらって本体のほうへなかなか行かなくて済んでいるというのが今の現状でございます。今回修繕するのはですね、アレスター等の機器が多いということで、そこの修繕だけで済んでいるというぐあいに御理解をいただければと思いますけれども。

永井泰仁委員 なんか最近ばかりに、これ、天災だでしょうがないって言えばしょうがないですけどね、えらい

落雷による被害がふえてきたんで、何かこれにかわる避雷針とは別に、今の技術ではないのかなって思うが。また新しいものでね、何かまた強いようなものがあつたら試験的にまた調べて、対策を進められるようなこともまた研究してもらいたいと思います。要望でいいです。

五味東條委員 ちょっとこの10ページですね、要するに委託料の件でございますが、いわゆる水質検査とかそういったものは、もう法的に決まっていると思うんですね。このことは結局、この検査しろっていうのは。結局、それにかかわらず、えらいこれ少なくなっているんだけど、余分にその何か検査をするようなこともあつたわけですか。

上水道課長 一応ですね、余分と言いますか、水質検査の結果によっては再検査ということも必要となることもございまして、予算計上時はそういうものも含めまして計上をさせていただいています。特に、原虫であるクリプトスポリジウムですか、こちらのほうにつきましては、その対策といたしまして、水源あるいは原水のほうで水質検査の結果によっては新たな水質検査が必要になるものですから、もうそういうものを加味して予算を計上させていただいたと。そういう中で今年度の業務を遂行してくる中ですね、今後これ以上は出ないだろうというところがあつたものですから、減額をさせていただいたというものでございます。

五味東條委員 要するに、法定内のいわゆる水質検査いろいろありますよね。それ以外に追加っていうのは結構たびたびあるわけですか、水質検査の中で。

上水道課長 検査結果によってはですね、ございますし、またあと特別な水質検査といたしまして、水道利用者のほうからですね、例えばうちの水は少し濁っていると、異臭があるとかっていうケースも年5件くらいございます。で、そういう時にもですね、やっぱり安心をしていただくためにはですね、私どもの検査ばかりでなく、専門的な水質検査も必要なところもあるもんですから、そちらのほうの対応にも使わせてはいただいております。ただ、一応今年度遂行する中ではですね、今年度の分はこのくらいまで減額しても対応できるだろうということで、今回補正をさせていただきましたのでよろしくお願いたします。

中原輝明委員 ちょっと教えてもらいたいのだが、この関連だけでも、水道、例えば大門の日の出町、下水道と水道工事やって、その舗装工事をして何かが生きたとか死んだとかっていうような話があつたのだが、そういう場合にね、元請けの業者と、これはえんぱーくも同じだ、それも同時に聞きたいのだが。元請けの業者はえんぱーく、三十何億円、32億円だか33億円で請け負つたわけだが、そこの今の舗装の問題も、事故が起きた時の問題も下請け業者がやって起きたっていうことは、おれ、聞いてるだ。で、問題は、市で注意する時にはどこへ注意するの。下請け業者にするの、元請け業者。えんぱーくもそうだが、あわせて。この辺が基本だと思うよ。今のえんぱーくの中でも、そっちは加担しちゃいけないが、いろいろ出てきているもんで、その部分っていうのは、基本的には何が基本だ。元請け業者が基本か、下請けに使っているのに責めるのか、どっちを責めるの。両方一緒に答えて。土木とその両方で。えんぱーくと両方一緒だ。

経済事業部長 基本的にですね、元請け業者と発注元の市であつたり、えんぱーくは再開発組合ですけども、そこと契約していますので、その契約の中で工事の打ち合わせなども含めて元請け業者が全部やっておりますので、そこに基本的に指導したり注意したりという、そういう形になるかと思ひます。

上水道課長 水道工事に限定させていただいた話をさせていただきたいと思いますが、当然ですね、工事施工前に、工事の施工体制のほう業者のほうから出てまいります。その時に一次下請け、二次下請という届けがご

ざいます。当然、現場のほうの指導についてはですね、下請け業者のほうにも徹底させますし、その後こちらのほうで伝えたい意向については、元請け業者のほうにも文書等の取り交わしの中で対応させていただいています。責任云々と言えば、本来私どもが話ができるのは元請け業者という形だと思いますが、ただ現場の細かい安全対策等の指示についてはですね、直接現場を、届け出のあった担当している業者のほうに直接お話する場合もござ

中原輝明委員 説明は全くそのとおりであると思うが、現状はそうじゃないような気がするだよな。それでまあ、えんぱーくの場合もそうだし、下水道の場合もそうだけでも。そういう部分をお互いにぴしゃっと判断して、説明責任とか注意っていうのはぴしゃっとしなきゃまずいと思うよ。だで、今あれじゃん、交渉するって、えんぱーくの場合もただ業者が来て、業者と設計者とやってるかどうか知らんが、元請け業者っていうのは一番重要なものだと思うだよ。下水も同じことだが。そういう部分のその交渉の過程っていうのをよく順序良くやらないと間違いが起きると思うだ。事故を起こしたあれが、じゃあっここでやったから笠原が起こしたじゃなくて、清沢土建が起こしたって、こういうことだよ、実際は、違う。その辺を皆さん間違えていると思うだ。間違えていると責任分野がどっかへ移動しちゃうだ。で、あそこの事件のこともちょっと聞いているんだけどさ、あれは労災でやるのか、何でやるのかって、この問題だって絡んでくるんだよ。それはどうなったか。それは、おれ、聞きたくないでいいが。説明はいらぬ。そういう部分っていうのはちゃんとしておかないと、これからお互いに、いや、担当者だけじゃなくて全体の問題だわ、これはな。これを指導するのは副市長だわな。そういうことになるで。そこらのとこまでしっかりやってもらわなきゃ、これから。頼むぜ、全体の問題だぜ。

副市長 御指名でございますので、私のほうからお答え申し上げますが、当然、契約主体はですね、市なら市、それから元請け業者と契約をしているわけですから、その契約条項に基づいて元請け業者が瑕疵あるいは事故等の責任は持っていたとというのが、第一義的にあるということでございます。ただし、現場管理の問題はですね、これはまた現場のいろんな打ち合わせの中で直接、施主からですね、下請けへ指示するような場合もござ

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第26号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時17分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

農業委員会事務局長 先ほどの一般会計の農業者年金の丸山委員さんから御質問がありました。先ほど、507人という話だけさせていただきましたけれども、加入者調査の関係で、旧制度が平成14年に崩壊しています。それで新たにまた平成14年から発足して新旧の制度がございますが、旧制度では受給者が399人、それから待機者っていう形で、もらえるまでに少し65歳まで待つというそういう方、既にもう拠出はしてないけれども待機してるっていう方が82人でございます。481人の受給資格者がいるということでございます。それから新制度では受給者と待機者で26名。新旧あわせると507人の受給資格者がいるということですが、既に旧制度のほうでは被保険者が一人もいませんので、481人を支えているのは、国のほうの財政措置ということで年金が支給されているということです。それから新制度になりまして26名いますけれども、国民年金みたいな形と違っていて、すべて基金っていう扱いの中でやるっていうことで、支えているっていう部分にはならないと思いますけれども、新規に被保険者として将来年金として受給する、脱退者も含んでいますけれども、現在掛けている方64人という、こういうことでございます。

議案第27号 平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 次に進みます。議案第27号平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)について説明を求めます。

下水道課長 済みません、お願いします。議案第27号をお開きください。平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)であります。初めに本事業会計の補正予算につきましては、先ほどから説明もありましたとおり、一般会計補正予算等で説明したとおりでありますけれども、人事異動及び人事院勧告等による人件費等の補正でありますのでよろしくお願いします。

初めに第2条の収益的収入及び支出であります。支出の部の第1款下水道事業費用302万6,000円を減額し、21億2,017万8,000円とするものであります。第3条資本的収入及び支出であります。支出の部の資本的支出241万7,000円を増額し、20億4,417万4,000円とするものです。第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますけれども、職員給与費として70万2,000円減額し8,802万9,000円とするものであります。先ほども説明したとおり人事異動等及び人事院勧告による人件費等の補正でありますので、よろしくお願いします。なお、計算につきまして、損益計算書、貸借対照表、補正予算の説明につきましては、説明書2ページ以降に記載してありますのでよろしくお願いします。以上であります。

委員長 質疑を行います。委員から質問。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第27号平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成22年度塩尻市駐車場事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第28号平成22年度塩尻市駐車場事業会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

商工課長 議案第28号の塩尻市駐車場事業会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。先の一般会計の中で具体的な内容については説明させていただきましたので、簡略に説明をさせていただきます。

最初、1ページをごらんいただきたいと思います。駐車場事業会計の補正予算第1条で、収益的収入及び支出を、それぞれの項目で既決の予定額を防火シャッター修繕費用として2,400万円の増額補正を行うものでありまして、駐車場事業収益を6,683万9,000円、そして駐車場事業費用を7,780万5,000円ということで補正をお願いするものであります。

資料の8、9ページをごらんいただきたいと思います。具体的な今の工事の明細でございますけれども、収入、支出それぞれ説明させていただいたとおりでございますけれども、支出のほうで工事管理委託料として83万円、そして修繕費として2,317万円という内容でございます。

それから、中の3ページ以降につきましては、今、御説明させていただいた内容を反映させていただきました変更計画、そして4ページが資金変更計画、また5ページが損益計算書、6、7ページが貸借対照表というふうになっておりますので、内容については省略をさせていただきます。以上説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員のほうから御質問等ありましたら。

中原輝明委員 前段にもこれ出て、2,400万円っていうものは認めただけでさ、駐車場会計の中でこれは自立はできないの。いつでもこういう補助金を出しているの。

商工課長 今回、駐車場会計独自で2,400万円という事業を行う駐車場会計上の余裕はないということと、今回、国の補助金も取れるということで、こういう形での資金利用対応をさせていただいたということです。

中原輝明委員 国の補助金っていうのは何パーセントくるだ。何割。

商工課長 880万円くらいなので、全体の事業となると、5分の2を対象としております。

中原輝明委員 全体の5分の2、総事業費の5分の2。それは決定してるの。

商工課長 ほぼ見通しがついているということで、今回予定をさせていただきました。

中原輝明委員 そうすると、将来的にはそういう国の補助がない場合で、こういう修理箇所が発生した場合は市で補助してやっていくわけ。あったでやったってこと。どっち。

商工課長 今後ですね、駐車場会計につきましては、内容的にも大変厳しい内容がありますので、その都度状況に応じてまた相談させていただいて、一般会計からの御支援をお願いしなきゃいけないような状況があれば、御相談させていただきたいというふうに思っております。なかなか駐車場会計で大がかりな事業をやるだけの現在、余裕はないような状況でございますので、御理解いただければというふうに思います。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第28号平成22年度塩尻市駐車場事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

請願12月第1号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対を求める請願

請願12月第2号 TPPの参加に反対する請願

委員長 続いて請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は、お配りの表のとおりですが、請願について3件あります。まず最初に請願12月第1号と2号を、これ、同じ内容ですので一括でもって審査を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお事前に文書は配付されていますので、朗読を省略したいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、委員より質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

柴田博委員 中身については代表質問、一般質問の中できなりの出ていまして、内容としても理解しておりますのであまり言いませんけれども、議員の側の考え方としては、参加には反対だというふうに意見が多かったように思いますし、私もそういうふうに思っていますので、これは両方あわせて採択して意見書を提出すべきだというふうに思います。

委員長 はい、そのような意見、ほかにありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは今、採択の意見がありますが、ほかになければ請願1号、2号について採択をすることに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

委員長 全員一致をもちまして採択と決まりまして、意見書についても上げていくということでお願ひしたいと思います。意見書の内容については、正副委員長に御一任願ひしたいと思います。いかがでしょう。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 そういうことで、また正副委員長でそういう案をつくりまして、また本会議で上程したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

請願12月第3号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

委員長 次に、請願の第3号についてですが、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願についてですが、これも先ほどと同じで事前に文書を配付しておりますので、朗読を省きたいと思います。委員より質問、御意見ありましたらお願ひしたいと思います。

柴田博委員 行政の担当のほうに質問させてもらいますけれども、ここで40万トンって書いてある数値については、余るお米がそれくらいになっているから、それを余らせたままにしないで政府で買い上げて、ほかの流通部分のお米についての価格をあまり下がり過ぎないようにという、そういう趣旨だというふうに私は思うんですけども、それでいいかどうかということと、あと米の備蓄については来年度から政府はやり方を変えるというふうに聞いているんですけど、その辺の中身について、どんなものからどんなものに変えるのか、わかっている範囲で説明をお願いしたいと思いますが。

農林課長 40万トンという根拠に関しましては、2009年産のお米が30万トン、それから2010年産のお米が13万トンほど過剰だったという中で数字だというふうに承知をしております。ですので、過剰と言われる部分を買入れるということで価格の安定が図られるのではないかと、ということであろうかと思えます。

今現在、備蓄の運営の方法として2つございますけれども、1つは棚上げ備蓄と、それからもう1つは回転備蓄という方法でございます。棚上げ備蓄に関しましては、出来秋に主食用価格で買入れたものを数年保管してから非主食用、飼料米等ですけども、そういうものに販売する方法。それからもう1つは回転備蓄ということで、主食用価格で買入れて数年保管してから主食用として販売する方法、この2つが備蓄の方法としてございまして、国では適正備蓄の水準を100万トンということで設定をしております。今取られている方法については回転備蓄ということでございますけれども、その時の価格で買い上げて、数年後にはまた主食用ということで出すわけですけども、現実的には当然、越年米と言いますか持ち越し米になりますので、価格的には下がるということで、政府のほうで買い上げていく中での負担がそれだけ大きくなるという部分がございます。今現在取られているのは回転備蓄の方法でございます。

概算要求の中では、来年でございまして棚上げ備蓄ということで20万トンでございますけれども、これを入札で配分をしていきたいということで、毎年ですけども100万トンまでの間で棚上げ備蓄という方法を取りたいということで、今、概算要求をしているところでございます。棚上げ備蓄ですと、実際に主食用米に回らないという部分がございます。今考えられているのは、戸別所得補償の対象にしないというようなことでございますけれども、農家の側とすれば、この20万トンに関しては本来過剰であってつくれない部分でございますけれども、実際には主食用に回らないということでつくれるということでメリットもあろうかということでございます。今のところ概算要求ではそういうような状況でございます。以上です。

委員長 ほかにありますか。

丸山寿子委員 済みません。今の説明でちょっとまだわからないんですけど、今、国は100万トンまでの間でっていうような説明だったんですけど、ここで言っている年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うことっていうのは、その100万トンまでの間に入るんですか。

農林課長 済みません。今ある過剰米に関しては、国のほうでは買い上げる考えをしておりません。それは、一つとしまして、今の価格というのが米の生産調整で成り立っているという部分もございます。今年度から戸別所得補償制度ですけども、導入されておまして、その価格の変動部分に関しては、戸別所得補償の変動部分で対応ができるという考え方でございまして、つくりたいほうけ、つくった人と転作に協力した人とのバランスの問題もございまして、国のほうでは買い上げをしないという方針でございます。ただ、国が100万トンと言っている備蓄の量に関しましては、例えば10年に一度の飢饉と言いますが、そういうような場合に必要なも

のを適正在庫として100万トンということで設定をしております、10月末現在では95万トンほどの備蓄というふうになっているということで聞いております。

副委員長 私は米を買って食べているんですけど、決して安くなったと、米は思わないんだけど。買って食べているという人は、米が安くなればそれだけ助かるんで、このことが何を言おうとしているのかよくわからないんだけど。別に米がえらい大暴落したとは思っていないんで。

柴田博委員 実は、この問題については、10月に行われた国会の参議院の決算委員会の中でいろいろやられていて、私それ読んでみたんですけども、補足説明の時に鈴木議員も言っていましたけれども、ことし、2010年度産米については非常に60キロ当たりのお米が安くなっていて、昨年度と比べても60キロ当たり2,000円以上安くなっていて、一番安いやつなんかは、青森県のやつなんかは7,500円くらいで取り引きされているというような話であるとか、あと、ペットボトル1本500ミリの水が大体百円から百二、三十円だと思んですけども、お米はそれよりも安くなっているというような実態があったり、それから今、普通の労働者の中で最低賃金というのが七百幾らから八百円くらいであるけれども、実際にお米をつくっている方たちの労働時間をそういうふうに換算すると、300円とか350円とかそんなもんにしかならないと。要は、つくるのにかかる経費よりも売った値段のほうが低くなっている、そういう状況が続いているっていうことが言われていて、それにプラスして、国のほうは買う必要のない米を買ってお金を出すことは国民が納得しないって言うんですけど、じゃあ実際に今、先ほど課長から説明があったような形で所得補償のところでもクリアできるって言うけど、実際に値段を比べると、所得補償でクリアする金額のほうが40万トン買い上げるものよりも、1,000円下がった場合であっても200億円くらい余計にかかる。それがもし2,000円下がれば、400億円くらい余計にかかってしまうっていうようなことで、国民全体から見ても、国が今の時点で40万トン買い上げてもらったほうが、全体としても予算は少なくて済む、というようなことが議論をされていて、何年か前にも40万トン買い上げたことがあるようだったんですけど、その時には値上がりはしなかったけれども米の値段の下がり方がとまって、一定の額でそれ以後取り引きされるようになったというような形で、ぜひ国としてそういうことをやるべきだっていうような議論がされていました。それを読む範囲ではそのとおりだっていうふうに思いますし、今、中信農民センターのほうから出ている請願ですけども、お米をつくっている人たちがこういうふうに言っているということからいったら、私はやっぱり、採択して意見書を議会として出すべきだなというふうに思っています。

委員長 今、採択の意見がありましたか、ほかにありますか。

副委員長 じゃあ、長野県、塩尻市はどうです、米のその買い上げっていうのは。今、秋田が、青森が7,000円って言ったけど、塩尻は、長野県は1万円以上かい。

柴田博委員 長野県は1万円よりちょっと上。1万円よりはちょっと高いけど、去年と比べても2,000円近く安くはなっている、単価で。

農林課長 ほとんどがJAの系統で流れてきますので、全農のほうでは最終的には清算をいたしますけれども、本年については1万200円ということで、去年より1,800円ですけども低く設定をしております。その関係につきましては、やはり過剰感が市場にあるという形の中で、今までのように売れないということで金額を設定してあるものですけども、最終的には、農家の手取りとすればそれに500円以上ですけども、多分

上乘せになって清算をされるというようなことで聞いております。

五味東條委員 これは、いろいろ農政っていう分野は変わっていくだで、あれじゃないですか。採択じゃなくで継続かなんかにしたほうがよくないですか。

委員長 今、継続審査の意見が出されましたが、継続審査をお諮りしたいと思いますが、継続審査に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 挙手1人。少数ですので引き続き意見を求めますが、ほかの委員、意見ありますか。

永井泰仁委員 請願の趣旨はね、こういうことであろうと思うけれども、本当にこの国の今回のTPPの問題もそうですが、将来的な方向とすれば本当にいいことかもしれませんが、当面の外国産米等々が入ってきた場合に日本の中核農家を何とかフォローするっていうような、そういう5年、10年後にはこういう形になるっていう、その国がフォローするような施策が出ていないという現状では、これは先ほども言ったとおり、みんな全会一致になったとおり反対せざるを得ないと思うわけですね。それから、この価格の問題も、私も議会でとりわけ価格変動部分はその地域地域じゃなくて、全国平均でもってぱっと取って、しかも一等米の六十何パーセントなんて言って、ことしはもう高温障害で下がっているのを基準にして、民間での価格がこうだからこうですっていう、そういう出し方と、それからいろいろな農業を組み立てていく上で、兼業農家も専業農家も出す金と同じだということになれば、本当に中核農家が生き残れないし、そして今の農家の皆さんなんか、65歳だか66歳がなんか就業者の平均の年齢だっていう、こういう形の中で、やっぱり米価ももう少し高くなる、やっぱり米が基幹産業だし、言い方を変えれば、食料戦争になった場合には倒れちゃうとかね、そういう半面の形も出るものですから、もう少し農水省の、本当にこれに対する制度が、これからまさに関税撤廃に向けていくものであったり、それから生産者がある程度生産の合う、そういう価格っていうものを見据えた政策が出てくればいいけれどもね。そこんところが非常に未成熟で行き当たりばったりだということで、先行きの不安はどうしても農家は今のままで自由化にどんどん進められたら、倒れちゃうっていうことは、これは本当に心配が絶えないところなものですから。この価格にしても、本当にあれじゃないですか、二万円くらいのが一万二、三千元台までもう下がってきてちゃってるし、いろんなこういうことを考えると、この陳情のものは、もうちょっと価格も安定した、そういった価格でやらないと、日本の今度は農家そのものがまいっちゃうと、こんなふうに思っています。

それから、農水省の試算もそうですが、きのうもちょっと鈴木議員さんにも聞いたんですけども、4.1兆円の減額のうち、米が半分だったですってね。あれはどこまでも試算ということと、それからあれだけのTPPでもそうですけれども、マイナスのGDPが下がるっていうけれども、あれは日本の米農家が全部やめて外国産米を取り入れた、まあ早く言えばアメリカから輸入をしたという仮定で試算をしてああいう影響額も出ているで、ちょっとあの農水省の試算もですね、現実にあわなくて過剰に影響力も出しているっていうような点があって、もう少し国自身がですね、しっかりした米の方策を、施策を出してもらわないと、もう不安は取り切れないという意味で、今回の価格を安定をさせていくというこの請願の趣旨は、そういう過程の中では、私は妥当じゃないかというふうに思って、これについては採択でいいじゃないかと、こういう考えです。

委員長 趣旨採択かい、採択かい。ほかに。

丸山寿子委員 ちょっとまだかたまり切っていないんですけど、特に東北のほうの農家が困るという話は聞いて

ていますし、秋田等に視察に行った時も非常にその話題になって、現状は非常にわかるものがある、この請願のところにあります2番のこのことについては、非常に賛同するものなんですけど、1のほうにあるように、これは40万トン買うってということが、過去のそういった例があつてうまくいったということは先ほど柴田委員のほうから出たんですけれど、ここのところがどうなのかっていうところを、ちょっと今、自分の中でまだ悩んでいるところがあります。趣旨は賛同するんですけれども、そのところがどうかなっていう、この2番については本当に直ちに本当にしっかりやっていただきたいと思えますけど。要するに、方法がこれでどうかということです。

永井泰仁委員 総体の中では理解できるんで、おれ採択でなく、趣旨採択で、ちょっと変更させてもらいます。

委員長 そう思った。今、趣旨採択の意見が出されましたが、趣旨採択とするかをお諮りしたいと思いますが、請願第3号について、米価の大暴落に歯止めをかける請願については、趣旨採択としたいという意見がありますので、挙手で採択したいと思えますが。趣旨採択に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは今、趣旨採択が多数と認め、請願第3号については趣旨採択とすることに決しました。あと、意見書については出すということでもいいですか。

〔「出さない」の声あり〕

委員長 今、意見書については出さないというような意見ですが、それでいいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 一応、当委員会は趣旨採択ということで決しまして、意見書は出さないということで。一応、意見書については出さないということで、それもお諮りしますが、意見書は出さないということで委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 そうすることで、それじゃあ、意見書は出さないってことで、趣旨採択で決まりましたので、またそのように諮っていきたいと思えます。

陳情12月第4号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情

委員長 一応、請願はこれで終わりますが、次に陳情が1件あります。陳情については、12月第4号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情についてですが、これを議題といたします。まず、事務局でありますか。他市等の状況、ありますか。事務局、意見あったら。

事務局庶務係 同様の陳情ですが、県内12市で受理されています。採択が飯田、中野、伊那市です。趣旨採択が駒ヶ根市、不採択は今のところありません。継続が小諸1市になっています。その他、長野、松本、諏訪、須坂、千曲、上田が議員への配付のみということになっています。以上です。

委員長 状況については、今、事務局の発表のとおりであります。委員から質問、御意見ありましたら。

1点ありますが、ちょっと建設事業部にお伺いします。出先機関がもしなくなった場合はあれですか、提言と

かそういう場合は、今は飯田とかへ行っていますが、今度は埼玉とか名古屋へ行くって、そういうことになるんですか。

都市づくり課長 提言自体は、現在民主党の方針で、国のほうへ直接ということでございますので、出先のほうへは、平成22年度は行なっておりません。直接、民主党本部それと国土交通省の本省のほうへ行なっております。なお、関東整備局のほうへは行なっていましたが、出先の長野なり飯田なりの事務所のほうへは行っておりません。

委員長 協議とかある時は、ありますね。もし出先がなくなれば、それもまた整備局なり、そっちへ行くってことですか。

都市づくり課長 国のほうの出先機関を廃止または縮小して、地方、要するに具体的に言えば県内ですね、職員も含めてというようなことのように私は聞いておりますけれども、財源の部分でどうなるかとか、そういう部分について細かいものは私のほうも承知しておりません。今の現状としては、塩尻市で国道等の改良についての設計協議とかそういうものについては、飯田なり長野なりの機関と協議をしているという現状でございます。

委員長 どうもありがとうございました。ほかに委員のほうから御意見、質問ありますか。

中原輝明委員 ちょっと今、話を聞いたんだがさ、基本的には皆さんも存続してもらったほうがいいという考え。どんな思い。率直な意見で。部長だよ、これは。

建設事業部長 非常にちょっとあの、答えづらい部分があります。地方にこういった事務所があるから予算がつく、つかないという問題とはちょっと別の次元の話になってくるものですから。まあ、私どもとすればと言いますか、私とすれば、やはりこういったものが近くにあって相談をできるということはありがたいかな、というふうに感じてはおります。これは個人の意見です。

中原輝明委員 個人の意見か。わかった。

柴田博委員 陳情者は、労働組合とあと管理職ユニオンというのは、管理職の組合ということですよ、これね。そういうことですね。そういうことからいけば、そこで働いている人たちの、まあ全部とは言わないけれども、多くがそういうふうに望んでいるというふうに思うんだよね。本当、一定の一番トップがどう思っているかはわからんけれども、そういう意味から言ったら、今の部長の話を聞いたりすれば、やっぱり身近なところでそういうところがあったほうが、全然話のわからない、場所のわからないところが、顔、口出してくるというようなことも考えられることだもんで、やはりこれを読ませてもらった範囲では、妥当な話ではないかなというふうには私は思いますけどね。

副委員長 柴田委員さんもそうなんですけど、プロパーの職員というのもいるんですよ、出先機関には。県内の人々が県内の事務所で採用されているというのが結構多くいる。だもんで、ここで継続してもらわないと、その人だってフリーターになっちゃうんでね。それと塩尻市も19号の拡幅だとか桜沢のバイパスだとか、いろいろなことでも直接関係あるので、これは採択していただいて、強く要望をしていくということをお願いしたいと思います。

永井泰仁委員 やはり中央へということじゃなくて、地域の声もね、出したり、きめ細かな国の行政をやっていただくという点では、ある程度やっぱり出先機関も残しておいたほうがいいし、公務員全体の中では2割削減なんて非常に厳しい目標も出ているかと思いますが、やはり国等の出先機関としてですね、地方にあったほうがい

ろいろな面できめ細かな情報、あるいは指導を受けられるという点では、私もあったほうが良いということで、採択で良いと思います。

委員長 それでは、採択という意見が出ていますので、お諮りしたいと思います。採択の意見に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 賛成多数で、採択ということで意見書についても上げるということで取り扱いたいが、いいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 じゃあそういうことで、意見書についても取り扱っていくことをお願いしたいと思います。以上をもちまして、請願、陳情の審査を終了いたしました。それでは、市長部局から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 議会閉会中のこの委員会に関係します経済事業部、建設事業部、水道事業部の関係につきまして案件があった場合に、継続審査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 ただいま、閉会中の継続審査について、建設事業部、経済事業部、水道事業部に関して申し出がありましたので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 そうということで、議長のほうへこの旨を伝えておきたいと思います。また審査の結果の報告については、正副委員長に一任をお願いしたいと思います。

〔「はい」の声あり〕

委員長 以上をもちまして12月定例会の経済建設委員会を終了したいと思います。理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 大変長く御審査をいただきましてありがとうございました。提案をいたしましたすべての案件につきまして御審議をいただき、お認めをいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。なお、審議の途中でいただいた御意見につきましては、これからも行政推進に役立たせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、12月定例会経済建設委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時56分 閉会

平成22年12月15日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 今井 英雄 印